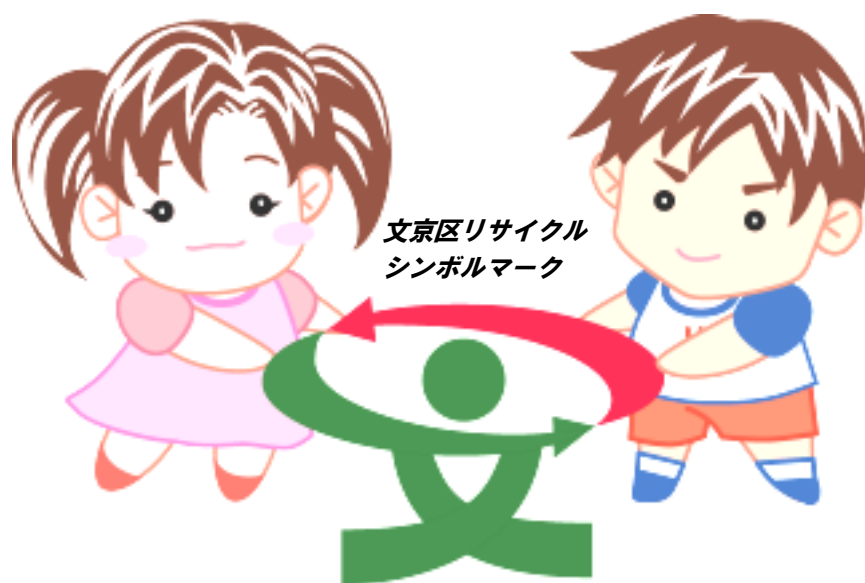


文京区のリサイクルと清掃事業

2021

(令和2年度事業実績)



令和3年10月

資源環境部リサイクル清掃課
資源環境部文京清掃事務所

目 次

1	はじめに	1
2	文京区のごみの流れ	3
3	清掃事業の運営形態	4
4	組織・人員	5
5	清掃・リサイクル事業の経費（令和2年度）	7
6	家庭から出るごみと資源	8
7	事業所から出るごみと資源	16
8	指導業務	17
9	一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する許可及び指導	19
10	3Rの普及・啓発事業	20

データ編

1	文京区の面積、人口及び世帯数	24
2	ごみ収集量と資源回収量の推移	24
3	ごみの搬入先と搬入量（令和2年度）	26
4	ごみ収集量・資源回収量（令和2年度）	27
5	区民一人一日あたりのごみ量・資源量	31
6	事業用建築物の所有者への指導	32
7	ごみの組成	34
8	コンポスト化容器あっせん実績	34
9	ごみと資源の収集日	35
10	回収拠点	36
11	リサイクル推進協力店	39
12	ぶんきょう食べきり協力店	42
13	清掃事務所等の概要	45
14	リサイクルと清掃事業のあゆみ	46
15	リサイクルと廃棄物処理の法体系	49

※本書の内容のうち、実績数値については原則として令和2年度(2020年4月～2021年3月)の内容です。

1 はじめに

(1) 区民が安心して暮らせる循環型社会の実現をめざして

世界における経済成長や人口増加に伴い、大量生産・大量消費社会が世界に広がり、地球規模での廃棄物の増加等により環境保全と健全な物質循環が阻害されています。特に食品ロスや海洋プラスチックごみについては大きな社会問題になっています。

このような状況を踏まえ、平成27年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、様々な目標の一つとして、持続可能な生産消費形態を確保することが掲げられました。

我が国においても、循環型社会形成を目指し「循環型社会形成推進基本法」に基づいた「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、現在この計画は「第四次循環型社会形成推進基本計画」として改定されています。この計画では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げています。

さらに令和元年5月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和3年6月には、プラスチック製品の設計から廃棄処理までに関わるあらゆる主体における資源循環等の取組を促進させるための法律「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が第204回通常国会で可決成立し、令和4年度から施行予定となっています。

また、同じく令和元年5月には、世界的な課題とされている未利用食品の大量廃棄問題に対処すべく、「食品ロス削減推進法」が成立し、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項が定められました。

文京区においても、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にし、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に示した「文京区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、この計画に基づき循環型社会形成のため、様々な施策を展開しております。

令和3年度を開始年とした新たな基本計画を策定するにあたり、平成28年3月の改定以降、国の指針改定や社会情勢の変化に対応しつつ、更なる循環型社会形成を推進するため、今後の方向性について、平成31年3月、文京区リサイクル清掃審議会※に諮問し、令和2年12月に答申を受けました。これを踏まえ、令和3年3月に食品ロスやプラスチックごみの削減を重要施策として位置づけた基本計画を策定しました。「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指すため、区民や地域の各種団体と協働しながら、各種リサイクル清掃事業に一層取り組んでまいります。

※文京区リサイクル清掃審議会とは、廃棄物の適正な処理及び再利用を行い、清掃事業の効率的な運営を図るため、文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第71条により設置された区長の附属機関のことであります。

(2) ごみ減量と3Rの推進

文京区が収集したごみ量は、平成元年度の約88,500トンピークにして、年々減少していましたが、人口増加やライフスタイルの変化等の影響を受け、令和2年度は約44,100トンと前年比約1,200トンの増量となりました。

また、令和2年度は約14,200トンが資源としてリサイクルされ、区の収集によるリサイクル率は24.4%となっています。

区内には清掃工場がないため、他区に所在する清掃工場にごみの焼却を全面的に委ねている状況です。したがって、あらゆる方策を講じてより一層のごみの減量と3Rの推進を図らなければなりません。

このリサイクル清掃事業の概要は、ごみを出さない工夫である「発生抑制（Reduce）」、「再使用（Reuse）」、「再生利用（Recycle）」という、3つの「R」を推進するために、文京区が行っているリサイクル清掃事業を解説したものです。この概要に掲載している文京区の取組についてご理解いただいた上で、ぜひご協力いただきたいと思いますと考えております。

「3R」の実践とは

「3R」とは、①Reduce (リデュース)⇒②Reuse (リユース)⇒③Recycle (リサイクル) の3つの頭文字から取ったものです。

まずは、Reduce (リデュース) ごみになるものを減らすこと

必要なモノを 必要なときに
必要な分だけ買おう



本当に必要なものかどうかよく考えてから買うようにしましょう。

生ごみは水を
切ってから捨てよう



生ごみの大半は水分と言われています。捨てる前に、水をよく切ってから捨てるようにしましょう。

買い物には「マイバッグ」
を持って行こう



マイバッグを持ち歩き、不要なレジ袋は断って、簡易包装を心がけましょう。

さらに、Reuse (リユース) くりかえし何度も使うこと

何度も使えるものを
使おう



使い捨てのものではなく、できるだけ長く使用できるものを選びましょう。洗剤やシャンプーなどは詰め替え商品の利用を心がけましょう。

修理して大事に使おう



壊れた、と思ってもすぐに捨てるのではなく、修理可能なものは修理して、できるだけ長く使うようにしましょう。

使わなくなったものを
人に譲ろう



フリーマーケットやリサイクルショップを利用しましょう。

そして、Recycle (リサイクル) もう一度資源として使うこと

正しく分別しよう



ごみの中には資源となるものがまだまだ含まれています。分別を徹底し、資源は資源として出すようにしましょう。

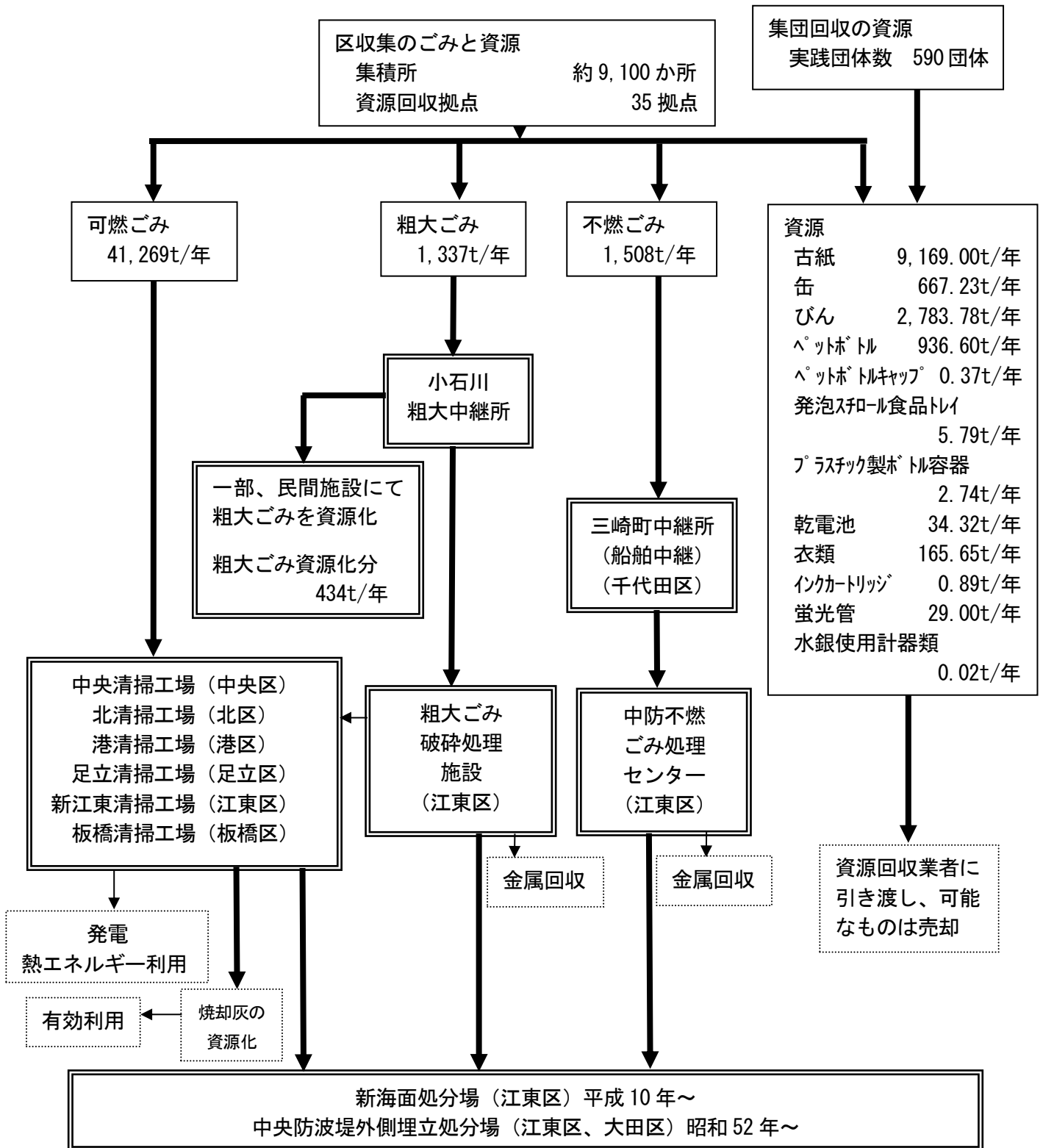
再生品を利用しよう



トイレtpーパーやノートなどは回収された資源から作られた再生品を利用しましょう。

2 文京区のごみの流れ

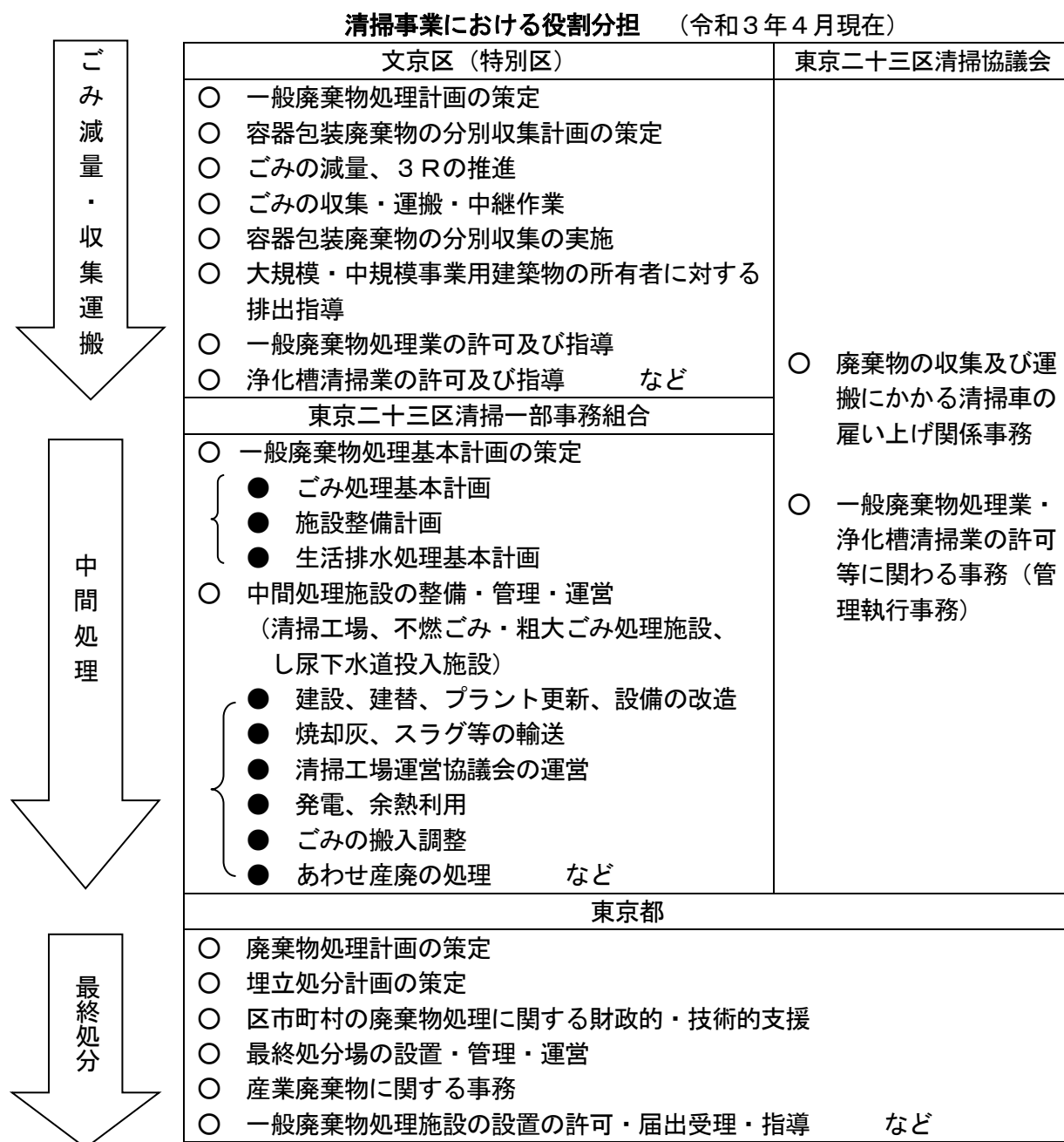
文京区からは、令和2年度中に毎日約121tのごみと約39tの資源が排出され、これらは約80台の車両で運ばれました。文京区内には清掃工場等の処理施設がないため、こうしたごみと資源はすべて他区に所在する施設で処理されています。



3 清掃事業の運営形態

清掃事業は、収集から最終処分まで一貫性を持った事業です。しかしながら、東京 23 区部においては、ごみ減量と収集運搬を区が実施し、ごみの焼却や破碎などの中間処理については東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理を行っています。また、ごみを埋め立てる最終処分場については東京都が設置、管理しています。

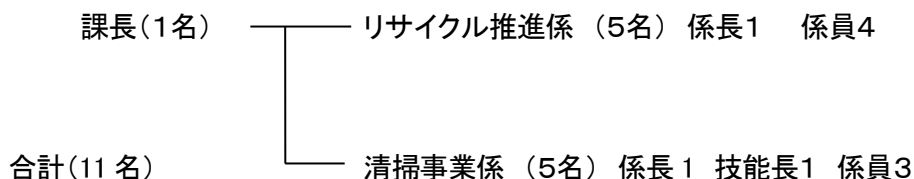
このように、関係自治体で役割分担をしながら事業を運営し、各種調整や共同の事務を行うために東京二十三区清掃協議会を設置しています。



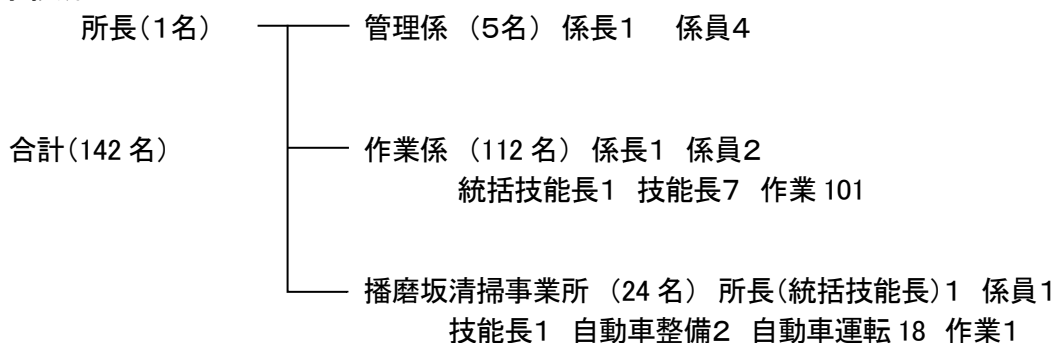
4 組織・人員

(1) 課の組織（令和3年4月1日現在）

リサイクル清掃課



文京清掃事務所



※再任用職員、会計年度任用職員等を含む。

(2) 分掌事務

リサイクル清掃課

リサイクル推進係

- 一 清掃事業に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 再生品の利用促進に関すること。
- 三 リサイクル意識の普及及び啓発に関すること。
- 四 清掃事業の調査及び統計に関すること。
- 五 一般廃棄物処理計画に関すること。
- 六 リサイクル清掃審議会に関すること。
- 七 課内他の係に属しないこと。

清掃事業係

- 一 廃棄物の収集及び運搬の調査及び計画に関すること。
- 二 分別収集計画に関すること。
- 三 作業基準、作業能率及び作業方法の改善に関すること。
- 四 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
- 五 大規模建築物の排出指導に関すること。
- 六 浄化槽関連に関すること。
- 七 集団回収の支援に関すること。
- 八 資源回収事業の推進に関すること。
- 九 清掃事務所及び清掃事業所との連絡調整に関すること。
- 十 清掃一部事務組合等との連絡調整に関すること。
- 十一 廃棄物処理手数料に関すること。

文京清掃事務所

管理係

- 一 所の公印の管守に関する事。
- 二 所の予算、決算、会計及び物品管理に関する事。
- 三 所の公有財産の管理に関する事。
- 四 所の事務事業の連絡調整に関する事。
- 五 廃棄物処理手数料に関する事。
- 六 所内他の係に属しない事。

作業係

- 一 廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事。
- 二 廃棄物排出量の算定に関する事。
- 三 廃棄物処理手数料の減額及び免除に関する事。
- 四 再利用及び資源化の推進に関する事。
- 五 浄化槽の届出及び維持管理指導に関する事。
- 六 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃事業の許可申請者の資格調査及び副申に関する事。
- 七 大規模建築物の廃棄物及び再利用対象物の保管場所等に関する事。
- 八 大規模建築物の排出指導に関する事。
- 九 作業の統計に関する事。
- 十 作業用軽自動車の運営管理及び修理に関する事。
- 十一 自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関する事。
- 十二 廃棄物積替所の運営に関する事。
- 十三 自動車運行作業の統計に関する事。
- 十四 資源回収事業の推進に関する事。
- 十五 清掃事業の住民相談及び苦情処理に関する事。
- 十六 その他清掃作業に関する事。

播磨坂清掃事業所

- 一 作業用自動車の運営管理に関する事。
- 二 自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関する事。
- 三 作業用自動車及び作業用具の修理に関する事。
- 四 作業用物品、材料及び燃料の管理に関する事。
- 五 作業の統計に関する事。
- 六 播磨坂清掃事業所運営協議会に関する事。
- 七 その他清掃作業に関する事。



5 清掃・リサイクル事業の経費（令和2年度）

(1) 歳出

区分	項目	令和2年度(円)	構成比	備考
ごみ処理経費	職員人件費	1,008,608,423	29.2%	リサイクル清掃課11名 文京清掃事務所113名
	清掃事務所管理運営費	41,123,074	1.2%	公共料金、土地賃借料、消耗品等
	ごみ収集運搬経費	786,266,826	22.8%	
	ごみ中間処理等分担金	919,269,704	26.6%	清掃一組分担金
	有料ごみ処理券事務経費	16,722,324	0.5%	
	その他	224,637,027	6.5%	普及啓発費、許可事務経費、 各種委託費、備品、消耗品等
	合計	2,996,627,378	86.8%	
リサイクル関連経費	資源収集運搬経費	274,529,893	8.0%	
	資源化経費	147,839,429	4.3%	
	リサイクル啓発経費	856,841	0.0%	
	その他	6,056,616	0.2%	消耗品等
	合計	429,282,779	12.4%	
集団回収支援経費	報償費	25,506,802	0.7%	団体報奨金+業者支援金
	その他	494,500	0.0%	消耗品等
	合計	26,001,302	0.8%	
総合計		3,451,911,459	100.0%	

(2) 歳入

区分	令和2年度(円)	構成比	備考
ごみ処理経費	274,017,371	77.4%	有料ごみ処理手数料、動物死体処理手数料等
リサイクル関連経費	79,782,733	22.6%	資源回収収入金、有償入札拠出金等
集団回収支援経費	0	0.0%	バス見学会参加費 ※令和2年度は実施なし
総合計	353,800,104	100.0%	

(3) 人口及びごみ・資源の回収量

区分	令和2年度	備考
人口(人)	226,777	令和2年10月1日現在
ごみ回収量(t)	44,114	区収集ごみ(可燃・不燃・粗大)
区収集による資源回収量(t)	10,223	粗大ごみ資源化分を含む
集団回収による資源回収量(t)	4,007	

(4) 年間ごみ処理経費

区分	令和2年度	備考
ごみ処理経費(円)	2,722,610,007	歳出一歳入
一人あたりのごみ処理経費(円)	12,006	
1tあたりのごみ処理経費(円)	61,718	

(5) 年間リサイクル関連経費

区分	令和2年度	備考
リサイクル関連経費(円)	349,500,046	歳出一歳入、区収集による資源回収
一人あたりのリサイクル関連経費(円)	1,541	
1tあたりのリサイクル関連経費(円)	34,188	

(6) 年間集団回収支援経費

区分	令和2年度	備考
集団回収支援経費(円)	26,001,302	歳出一歳入
一人あたりの集団回収支援経費(円)	115	
1tあたりの集団回収支援経費(円)	6,489	

6 家庭から出るごみと資源

可燃ごみ・不燃ごみは集積所回収、資源は集積所回収、拠点回収又は集団回収を行っています。
粗大ごみは、有料・申込制で戸別に収集しています。

(1) 集積所回収（ごみと資源）

区分	対象品目	頻度	排出方法等
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、木くず、プラスチック、ビニール製品、ゴム製品、皮革製品、保冷剤、乾燥剤など	週2回	「ふた付きポリ容器」又は「透明または半透明のビニール袋」で排出
不燃ごみ	金属類、ガラス、陶磁器類 LED電球など	月2回	「ふた付きポリ容器」又は「透明または半透明のビニール袋」で排出
	蛍光管、白熱電球		他の不燃ごみと明確に分けて、購入時の箱に入れるか、紙に包んで排出
	乾電池*		他の不燃ごみと明確に分けて、中身が見える袋（透明または半透明のビニール袋）に入れて排出
	水銀使用計器類		
資源	新聞	週1回	種類別にひもで縛って排出
	雑誌・雑がみ		
	段ボール		
	びん		水ですすぎ、回収コンテナ（黄色）に入れる
	缶		水ですすぎ、回収コンテナ（青色）に入れる
	ペットボトル		キャップ、外装ラベルを外して、水ですすぎ、回収コンテナ（緑色）又は回収ネットに入れる

※ここでいう乾電池とは、アルカリ電池、マンガン電池、水銀電池、リチウム電池、コイン型リチウム電池のことを指します。

※収集日については、データ編（P35）に掲載しています。

※平成31年4月より、水銀含有物（蛍光管、乾電池、水銀使用計器類等）の分別収集を開始しました。



(2) 回収拠点・店頭回収拠点（資源）（令和3年3月末時点）

①紙パック

区内32か所の施設で紙パック（500ml以上で飲料用のものに限る）の回収を行っています。

※内側がアルミコーティングされているものは対象外です。

②乾電池

区内13か所の施設で使い捨ての筒型乾電池（一次電池）及びコイン型リチウム電池の回収を行っています。

※ボタン電池及び充電式電池の回収は行っていません。（P14（7）①②参照）

③ペットボトルキャップ

酒店、スーパー等8か所の店頭で回収を行っています。

④発泡スチロール食品トレイ

区内12か所の施設で回収を行っています。

⑤プラスチック製ボトル

区内12か所の施設で、プラマークが入っているシャンプー、洗剤、ソースなどの容器として使用されているボトル容器の回収を行っています。



プラマーク

⑥衣類

区内14か所の施設で回収を行っています。

※衣類以外の古布・寝具類は対象外です。

⑦インクカートリッジ

区内12か所の施設で回収を行っています。

※この事業は、プリンターメーカー4社（ブラザー、キヤノン、エプソン、ヒューレットパッカード）が共同で運営している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加したものです。

⑧蛍光管

区内14か所の施設で回収を行っています。

⑨携帯電話・スマートフォン

リサイクル清掃課窓口で回収を行っています。

※この事業は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本が行っている「応援プログラム」に参加したものです。不要な携帯電話・スマートフォンの回収を通じて、知的障害のある方のスポーツ活動支援につながります。

⑩水銀使用計器類

リサイクル清掃課窓口で回収を行っています。

※回収拠点一覧、店頭回収拠点一覧については、データ編（P36～38）に掲載しています。



(3) 集団回収（資源）

町会・自治会、マンションの管理組合、PTAなどの10世帯以上の区民で構成されるグループの家庭から出る資源を集め、民間の資源回収業者に引き渡す活動を集団回収といいます。集団回収は、区の資源回収事業が始まる以前から地域で行われてきたリサイクル活動です。集団回収活動団体の登録受付や回収業者の紹介は随時行っています。

区では活動をしている団体に対し、回収量に応じて報奨金（@6円/kg）を支給し、集団回収活動を支援しています。この他にも、活動団体に対する支援の一環として、のぼり旗や雨よけシートなどの補助用品の貸出をしています。リサイクル施設へのバス見学会を例年実施していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

令和2年度に活動した再利用実践団体数は、590団体（令和3年3月末現在）でした。



(4) 粗大ごみ

家庭から排出される粗大ごみ（おおむね一辺が30cm以上ある大型のごみ）は、有料（決められた金額の有料粗大ごみ処理券を購入、貼付のうえ排出）・申込制で戸別に収集を行っています。

なお、回収した粗大ごみのうち、電化製品など金属部分の多いものについては平成23年度から、布団については平成27年度から、選別をし、再資源化を実施しています。

【申込先】

粗大ごみ受付センター

電話 5296-7000 [受付時間] 月～土曜日（メンテナンス期間、年末年始を除く）
8:00～19:00

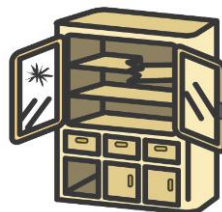
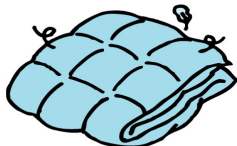
ホームページ <https://sodai.tokyokankyo.or.jp/>

[受付時間] 24時間（メンテナンス期間、年末年始を除く）

【有料粗大ごみ処理券】

A券（200円）とB券（300円）の2種類があります。文京区発行の処理券は、下記の標識があるお店やコンビニ等で購入することができます。

※テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵（冷凍）庫、パソコンを除く。



文京区

※イメージ

(5) 動物死体

家庭で飼われていた犬や猫などの小型動物（25 kg未満）が亡くなった場合は、文京清掃事務所にて有料（1頭2,600円）で処理をお受けしています。

なお、飼い主がいない場合は放置されている道路又は土地の管理者が処理することになっています。放置されている場所により、処理の届出・連絡先は異なります。

令和2年度の処理件数は、有料102件、無料143件で合計245件でした。

動物死体処理の届出・連絡先

放置されている場所	届出・連絡先	手数料
敷地内	文京清掃事務所 電話 3813-6661	1頭 2,600円
私道		
都道		
区道	道路課維持係 電話 5803-1250	無料
国道	東京国道事務所万世橋出張所 電話 3253-8361	
区立公園	みどり公園課整備係 電話 5803-1253	

(6) 区で収集できないもの

家電リサイクル法対象機器やパソコンなど事業者によるリサイクルが法律で義務づけられている品目、または、携帯電話やオートバイなど事業者等が自主回収をしている品目については、事業者への引き渡しについて周知しています。その他にも、バッテリー、耐火金庫、消火器など区では処理できないものについては、処理方法を紹介し、適正処理を促進しています。

①危険物及び適正処理困難物

バッテリー、耐火金庫、消火器、タイヤ、ピアノ、砂、土、泥、ブロックなどの危険物及び適正困難物の廃棄については、民間の処理業者を紹介するなど、適正処理のための情報を提供しています。

②家電リサイクル法対象機器

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵（冷凍）庫は、リサイクルすることが義務付けられています。



ア 引取を依頼する場合

収集運搬料金[※]とリサイクル料金[※]が必要です。

	処理方法
買い替え	新たに購入する電器店に回収を依頼
廃棄	過去に購入した電器店に回収を依頼
過去に購入した電器店がわからない	家電リサイクル受付センターに回収を依頼 【申込先】 家電リサイクル受付センター 電話 5296-7200 〔受付時間〕月～土曜日（年末年始を除く）8：00～17：00 ホームページ https://kaden23rc.tokyokankyo.or.jp

※収集運搬料金とは、家電リサイクル法対象機器を家庭から収集し、指定引取場所まで運搬する費用のことです。ご自分で持ち込まれる場合は、不要です。

※リサイクル料金とは、家電リサイクル法対象機器のリサイクルにかかる費用のことです。

リサイクル料金の目安

品目	リサイクル料金 (税込み)	
エアコン	990 円	
ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ・ プラズマ式テレビ	15 型以下	1,870 円
	16 型以上	2,970 円
冷蔵庫（冷凍庫を含む）	170 リットル以下	3,740 円
	171 リットル以上	4,730 円
洗濯機・衣類乾燥機	2,530 円	

※メーカーにより異なる場合があります。

イ ご自分で持ち込まれる場合

郵便局で家電リサイクル券を購入（リサイクル料金の支払い）し、必ず事前に持込可能時間等を指定引取場所に問い合わせた上で、持ち込んでください。

【リサイクル料金及び指定引取場所詳細】

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター

電話 0120-319-640 〔受付時間〕月～土曜日 9：00～18：00（祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp>

③家庭用パソコン

家庭で不要となったパソコンは、資源有効利用促進法によりリサイクルが義務付けられています。パソコンメーカーによる回収もしくは小型家電リサイクル法の認定事業者による回収をご案内しています。

ア パソコンメーカーによる回収

資源有効利用促進法により、パソコンメーカーが家庭で使用済みとなったパソコンのリサイクルを行っています。

なお、平成 15 年 10 月以降に販売されたパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼付されており、このマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化を行います。

マークのついていないパソコン（平成 15 年 9 月までに購入されたパソコン）は、回収再資源化料金が必要です。

回収再資源化料金の目安

対象機器	回収再資源化料金 (税抜き)
液晶ディスプレイ一体型パソコン ノートパソコン ディスプレイ（液晶） デスクトップパソコン本体	3,000 円
CRTディスプレイ一体型パソコン ディスプレイ（CRT）※ブラウン管使用のもの	4,000 円

※メーカーにより異なる場合があります。

【問い合わせ先】

- ・各パソコンメーカーの窓口
- ・一般社団法人パソコン3R推進協会
電話 5282-7685
ホームページ <https://www.pc3r.jp/>



パソコンリサイクルマーク

イ 小型家電リサイクル法の認定事業者による回収

小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)が、パソコンをはじめ約 400 品目の小型家電を自宅から宅急便で回収を行っています。パソコンを含む回収は 1 箱分の回収料金が無料になります。

【申込先】

- リネットジャパンリサイクル(株) リネットお客様センター
電話 0570-085-800 [受付時間] 10:00~17:00 (年末年始を除く)
ホームページ <http://www.renet.jp/>

(7) 事業者等の自主回収

- ①充電式電池（二次電池）…ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
一般社団法人JBR Cが電器店等に設置している「小型充電式電池リサイクルボックス」での回収をご案内しています。以下のようなリサイクルマークがついた充電式電池の他、「PSEマーク」がついたモバイルバッテリーも回収対象です。



リサイクルマーク

【問い合わせ先】

一般社団法人JBR C

電話 6403-5673

ホームページ https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/

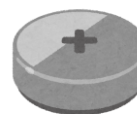
- ②ボタン電池…酸化銀電池（型式番号SR）、空気電池（型式番号PR）、アルカリボタン電池（型式番号LR）
一般社団法人電池工業会が電器店等に設置している「ボタン電池回収缶」での回収をご案内しています。

【問い合わせ先】

一般社団法人電池工業会（ボタン電池回収推進センター）

電話 0120-266-205

ホームページ <http://www.botankaishu.jp/m/top.php>



- ③発泡スチロール食品トレイ・紙パック
拠点回収（P37～38）の他に、リサイクル推進協力店（P39～41）で回収しているお店もあります。

④携帯電話

モバイル・リサイクル・ネットワーク（携帯電話事業者）が行っている使用済み携帯端末の回収をご案内しています。

【問い合わせ先】

モバイル・リサイクル・ネットワーク

ホームページ <https://www.mobile-recycle.net/>

⑤二輪車（オートバイ）

二輪車メーカーが行っている「二輪車リサイクルシステム」での回収をご案内しています。

【問い合わせ先】

二輪車リサイクルコールセンター

電話 050-3000-0727

ホームページ <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

(8) 小型家電リサイクル法の認定事業者による回収

【再掲】⇒P13

(9) その他

①訪問収集

高齢等の理由により、家庭からでるごみ・資源を集積所までご自身で持ち出すことが困難な方を対象に、文京清掃事務所の清掃職員が戸別に玄関先から収集する、訪問収集を実施しています。令和2年度は、418世帯で訪問収集を実施しました。訪問収集の対象は以下の通りです。

【対象】

次のアからオのいずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯

ア 満65歳以上の方のみで構成される世帯

イ 障害者の方のみで構成される世帯

ウ 日常的に介助又は介護を必要とする方のみで構成される世帯

エ 母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦の方のみの世帯

オ その他区長が特に必要であると認めた世帯

②防鳥用ネットの貸出し

カラスなどによるごみの散乱を防ぐため、防鳥用ネットを貸し出しています。令和2年度の貸出枚数は、519枚でした。防鳥ネットの貸出し対象、貸出窓口は以下の通りです。

【対象】

ごみ集積所の利用者で、責任を持ってネットを管理できる方

【貸出窓口】

文京清掃事務所、リサイクル清掃課、各地域活動センター



7 事業所から出るごみと資源

一般の家庭から排出されたごみや資源と区別して、事業活動に伴って生じたごみや資源のことを事業系ごみといいます。営利を目的としない教育・社会福祉などの活動もここでいう事業活動に含まれます。

事業系ごみは、排出する事業者が自らの責任で処理しなければならないことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されています。自ら処理施設へ持ち込むか、廃棄物処理の許可を受けた業者に委託して処理しなければいけません。

ただし、例外としてごみの排出量が少量（日量 50 kg未滿）の場合は、有料で区の収集に出すことができます。

(1) 自ら処理施設へ持ち込む場合

文京清掃事務所で相談を受け付けています。

(2) 許可業者へ委託する場合

リサイクル清掃課で相談を受け付けています。

(3) 区の収集に出す場合（日量 50 kg未滿の事業所に限る。）

ごみの分け方は、家庭ごみと同様です。事業系ごみを区の収集に出す場合は、有料（袋や容器の容量にあった有料ごみ処理券を購入、貼付のうえ排出）となります。お店（事業実施場所）とお住まいが一緒の場合は、事業系ごみと家庭ごみを明確に区別し、事業系ごみには、必ず有料ごみ処理券を添付して排出してください。

※区が収集する粗大ごみは、一般家庭から出される粗大ごみです。事業系の粗大ごみについては、廃棄物処理の許可を受けた業者に委託して処理しなければいけません。

(4) R^リサークルオフィス文京

Rサークルオフィス文京とは、区内の事業所から排出される資源（古紙、びん、缶など）を効率的に回収するリサイクルシステムで、延床面積が概ね 3,000 m²以下の事業所が参加することができます。回収は、区内で資源回収に携わる 6 社で構成される文京区リサイクル事業協同組合が行います。

参加事業所は、有料ごみ処理券を添付して区の収集に排出するよりも安価な経費でリサイクルすることができます。

区では、区内の事業所が共通の資源回収システムに参加し、より効率的なリサイクル活動を展開できるよう、文京区リサイクル事業協同組合に対して回収用資材（回収袋）の支援を行っています。

【問い合わせ先】

文京区リサイクル事業協同組合
電話 3816-3090

(5) 産業別リサイクル

産業別リサイクルとは、文京区の地場産業である印刷業・製本業を営んでいる事業所から出る裁断紙を効率的にリサイクルするシステムです。回収業者が無料で回収を行っています。区では、印刷製本組合に対して回収用資材（回収袋）の支援を行っています。

8 指導業務

(1) ふれあい指導

清掃事務所、区民及び事業者との間で、リサイクル及び清掃事業に係る問題についての対話を活発化し、ごみ分別の徹底、減量や適正排出等について、区民及び事業者に一層の理解と協力を得るため、清掃事務所ではふれあい指導班を設置して、集積所の巡回指導を行っています。

令和2年度の相談対応件数は、文京清掃事務所管内が3,000件、本郷分室管内が7,399件で、合計10,399件でした。



(2) 大規模建築物の所有者への指導

区内のオフィス等の事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、リサイクルの促進を図るため、延床面積が3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、立入調査を実施し、指導・助言を行っています。令和2年度の対象事業所は306事業所で、49事業所に対して立入調査及び指導を実施しました。

また、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成・届出を義務付けています。（文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条）

(3) 中規模建築物の所有者への指導

区内のオフィス等の事業用中規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、リサイクルの促進を図るため、延床面積が1,000～3,000㎡未満の事業用中規模建築物の所有者に対して、立入調査を実施し、指導・助言を行っています。令和2年度の対象事業者は327事業所で、45事業者に対して立入調査及び指導を実施しました。

また、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成・届出をお願いしています。（文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第6条、第7条）



(4) 廃棄物保管場所の整備

大規模建築物及び、住居・事業所が集合している中高層建築物に対し、廃棄物の減量及び適正処理を推進するため廃棄物保管場所を設けるよう指導しています。

次の表に掲げる規模に該当する建築物を建設する場合、廃棄物保管場所を設けていただいています。(文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 50 条第 1 項、文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第 30 号第 1 項、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱第 18 条、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第 9 条第 3 項第 3 号)

対 象	用途地域	規 模
大規模建築物	指定なし	延べ面積 3,000 m ² 以上
中高層建築物	商業地域	敷地面積 500 m ² 以上又は延べ面積 2,000 m ² 以上
	近隣商業地域	敷地面積 500 m ² 以上又は延べ面積 1,500 m ² 以上
	上記以外の地域	敷地面積 400 m ² 以上又は延べ面積 1,000 m ² 以上
ワンルームマンション	指定なし	ワンルームマンション形式の住戸(40 m ² 未満の住戸)を 10 戸以上有する建築物

(5) 再利用対象物保管場所の整備

大規模建築物及び、住居・事業所が集合している中高層建築物に対して、資源となる廃棄物のリサイクルを容易にするために再利用対象物保管場所を設けるよう指導しています。

次の表に掲げる規模に該当する建築物を建設する場合、再利用対象物保管場所を設けていただいています。(文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 50 条第 1 項、文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第 30 号第 1 項、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱第 19 条、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第 9 条第 3 項第 3 号)

対 象	用途地域	規 模
大規模建築物	指定なし	延べ面積 3,000 m ² 以上
中高層建築物	商業地域	容積率対象床面積 2,000 m ² 以上
	近隣商業地域	容積率対象床面積 1,500 m ² 以上
	上記以外の地域	容積率対象床面積 1,000 m ² 以上
ワンルームマンション	指定なし	ワンルームマンション形式の住戸(40 m ² 未満の住戸)を 10 戸以上有する建築物

9 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する許可及び指導

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第59条から第65条まで及び浄化槽法35条第1項に基づき、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する許可及び指導を行っています。一般廃棄物処理業の許可期限は2年間で、引き続き業を行う場合には、2年ごとに許可を受ける必要があります。令和2年度の許可及び指導実績は、以下のとおりです。

なお、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業者の許可申請に関わる事務については、平成25年4月より23区の管理執行事務として、東京二十三区清掃協議会が行っています。

(1) 許可の状況

①一般廃棄物処理業者（ごみ種別）						単位（件）
普通ごみ	道路・公園ごみ	しさ・ふさ	汚泥	動物死体	医療廃棄物	廃家電
138	142	6	45	5	5	40

※「しさ」とは、水再生センターやポンプ所等の下水処理施設から発生するスクリーンによって除去された夾雑物、固形物の総称のことです。

※「ふさ」とは、水再生センターやポンプ所等の下水処理施設から発生する貯留槽等の水面に浮かんでいるかすのことです。

②浄化槽清掃業者…44件

(2) 申請手続数

- ①新規許可……………2件
 - ②更新許可……………113件
 - ③変更許可……………1件
 - ④再交付……………0件
- （浄化槽清掃業の許可申請はありません。）



(3) 立入検査件数

- ①一般廃棄物処理業…1件
- ②浄化槽清掃業……………0件

(4) 許可取消件数

- ①一般廃棄物処理業…0件
- ②浄化槽清掃業……………0件

10 3Rの普及・啓発事業

(1) 文京 eco カレッジ

循環型社会の形成を目指した普及啓発に積極的に取り組むために、文京 eco カレッジを総称とした3Rの体系化されたカリキュラムを実施しています。

①第12期リサイクル推進サポーター養成講座の開催

廃棄物を減量し資源循環型社会の構築を進めるためには、区民一人ひとりの日々の実践が大切です。地域でのリサイクルを始めとした3R活動の実践を進める人材を養成するため、「リサイクル推進サポーター養成講座」を開催しています。令和2年度は、すでにリサイクル推進サポーターとして登録している方を対象にサポーターのスキルアップを目的とした講座を5月20日から6月17日まで4回開講を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

②リサイクル夏休みバス見学会の開催

資源の有効活用とごみの発生抑制の意識啓発のため、リサイクル活動や循環保全等に取り組んでいる施設の見学会を開催しています。令和2年度は、8月19日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

③公開講座の開催

環境・リサイクル分野の専門家や、環境に配慮した取組を行っている企業等を招き、講演会を開催しています。令和2年度は、9月8日に実施し、26名が参加しました。

④生ごみ減量塾の開催

可燃ごみに占める生ごみを資源として活用することは、ごみ減量の効果も高く有益です。家庭内及び地域内での生ごみ堆肥化やリサイクルへの理解を深めるため、生ごみ減量塾を開催しています。令和2年度は、11月13日に秋季講座を開催し、20名が参加しました。(春季講座は、5月に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。)

⑤エコクッキング教室の開催

家庭における生ごみの減量を推進するため、環境に配慮した食生活について学ぶエコクッキング教室を開催しています。令和2年度は、小学生とその保護者向けの教室を8月20日と8月21日、大人向けの教室を12月3日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

⑥モノ・フォーラムの開催

モノ配慮社会の実現に向け、3Rによる資源の有効活用、ごみの発生抑制の意識啓発を広く発信するため、リサイクルや環境問題等の分野で活躍中の著名な方を講師に招き、講演会を開催しています。令和2年度は、1月26日に実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

⑦エコ先生の特別授業の開催

リサイクルや環境問題について身近なところから関心を持ってもらい、エコや環境を意識した暮らしを学習してもらうため、地域でリサイクル活動をしている方や専門知識を有した方が講師として出張特別授業を行っています。受講は、区内の小中学校のほか、5名以上の区民及び各種団体を対象として、より身近にリサイクル活動に取り組めるようにしています。講座内容は、手すきはがき・しおりづくり、風呂敷の包み方、和綴じ

ノート作りのほか、ペットボトルや缶のリサイクル問題、環境問題などです。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休止しました。

(2) ステージ・エコ（フリーマーケット等）の開催

資源循環型社会を目指した2R推進事業のひとつとして、学生によるエレクトーンの演奏をバックにフリーマーケットや各種資源回収、おもちゃの病院等を実施する「ステージ・エコ」を開催しています。

令和2年度は、例年よりも開催時間を短縮し、開催内容を各種資源回収及びフードドライブ、環境関連パネル展示等に縮小したうえで、9月12日と11月7日に実施しました。

なお、フリーマーケット及び学生による演奏、おもちゃの病院、陶磁器製食器類の無料頒布会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

(3) 文京エコ・リサイクルフェアの開催

地球環境に配慮した資源循環型社会の構築を目指し、地域の発展と活性化に寄与するため、リサイクル工作、環境関連パネル展示、フリーマーケット等を開催しています。令和2年度は、11月7日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

(4) 子ども用品とりかえっこの開催

家庭で使わなくなった子ども用品を交換し合うことでリユース（再使用）の促進を図るとともに、モノを大切に使うライフスタイルを推進するため、衣類や絵本等の無料交換会を開催しています。

令和2年度は、6月27日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。また、9月6日に開催が予定されていた子育てフェスティバルに出展を予定していましたが、子育てフェスティバルの開催が中止となりました。

(5) フードドライブ（未利用食品の回収）の実施

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設、生活困窮者等に寄付するボランティア活動です。

食品ロスの削減と食品の有効利用のため、令和2年度は、リサイクル清掃課窓口回収、イベント回収（計2回）並びに区役所へ食品の持参が困難な方を対象とした自宅訪問受取サービスを実施し、合計で約1,402kgの食品が集まりました。



フードドライブで集まった未利用食品の一部

(6) ふれあい講座等の実施

区内の小学校等において、正しいごみの分別方法やごみを減らすための取組について学ぶ、ふれあい講座を実施しています。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送りました。

また、文京青空ガレッジセール、文京エコ・リサイクルフェアで例年実施している普及啓発活動についても中止しました。

(7) リサイクル推進協力店の登録

ごみの減量・リサイクル活動・業務上発生する食品ロスの削減に取り組む店舗をリサイクル推進協力店として登録しています。登録店舗には「協力店マーク」を送付し、ご活用いただいています。また、各種広報媒体を活用し、登録店舗の取組内容を区民に紹介しています。

※令和2年度の登録店舗一覧については、データ編（P39～41）に掲載しています。

(8) ぶんきょう食べきり協力店の登録

食品ロス削減のため、食べ残し対策に取り組む店舗をぶんきょう食べきり協力店として登録しています。登録店舗には「協力店ステッカー」等を送付し、ご活用いただいています。また、各種広報媒体を活用し、登録店舗の取組内容を区民に紹介しています。

※令和2年度の登録店舗一覧については、データ編（P42～44）に掲載しています。

(9) 生ごみリサイクルの普及促進

令和元年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、文京区の家庭から出る可燃ごみの約3分の1は生ごみとなっています（データ編P34 参照）。家庭ごみの減量には、生ごみ対策が欠かせません。

①コンポスト化容器あっせん

区では、家庭から出る生ごみを堆肥にするためのコンポスト化容器をあっせんし、購入した方に半年分の補助剤を支給しています。令和2年度は、地上型0件、ベランダ型6件、計6件のあっせんを行いました。

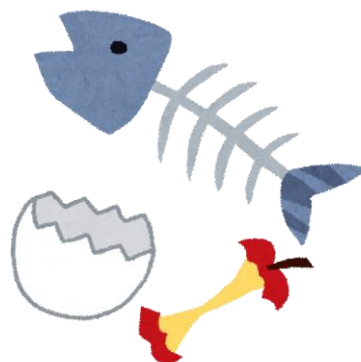
※令和2年度のあっせん実績については、データ編（P34）に掲載しています。

②生ごみ減量塾の開催

【再掲】⇒P20

③エコクッキング教室の開催

【再掲】⇒P20



(10) リサイクル推進サポーターの養成・活動支援

①第12期リサイクル推進サポーター養成講座の開催

【再掲】⇒P20

②リサイクル推進サポーター活動等

第1期から第11期リサイクル推進サポーター養成講座修了者の中から計37名がリサイクル推進サポーターとして登録しました。令和2年度は、リサイクル推進サポーター活動並びに情報提供や意見交換をするためリサイクル推進サポーター連絡会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

(11) Bunkyo ごみダイエット通信の発行

令和2年度は、3Rの推進やごみ減量の方法を掲載した「Bunkyo ごみダイエット通信」を、6月と12月の2回発行しました。6月は、区立小中学校、町会・自治会、区内施設等へ配布し、12月は新聞折込により広く区民の皆さんに配布しました。

(12) チャットボットによる「ごみ分別案内サービス」

平成31年4月より、ごみ分別等の問合せ対応の迅速化や、区民の利便性向上を目的として、ごみの分別や収集等のごみに関する簡単な質問に、チャットボットが自動応答する「ごみ分別案内サービス」を開始しました。文京区3R推進キャラクターの「リサちゃん」が24時間365日、会話形式で問合せにお答えします。令和2年度末までに、LINEによる情報提供（プッシュ式）を30回行い、アクセス数は43,318件、LINEの友だち登録者数は2,685名となりました。



データ編



1 文京区の面積、人口及び世帯数

(人口及び世帯数は、令和2年10月1日現在)

面積	人口	世帯数
11.29k m ²	226,777 人	123,546 世帯

2 ごみ収集量と資源回収量の推移

単位 (t/年)

年度	ごみ					資源					持込ごみ
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	ごみ合計	指数	拠点回収	集積所回収	集団回収	粗大ごみ資源化	資源合計	
平成元	65,601	20,496	2,367	88,464	100						
平成28	39,861	1,597	1,317	42,776	48	155	8,191	4,968	347	13,661	23,171
平成29	39,755	1,517	1,324	42,596	48	155	8,195	4,879	369	13,598	23,211
平成30	39,585	1,486	1,314	42,385	48	161	7,933	4,493	359	12,946	23,868
令和元	40,238	1,423	1,269	42,930	49	176	8,161	4,291	377	13,005	23,052
令和2	41,269	1,508	1,337	44,114	50	166	9,623	4,007	434	14,230	15,864

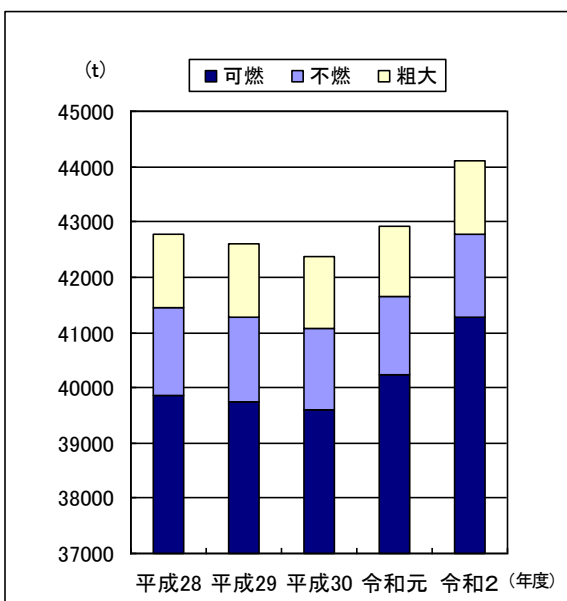
※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

※平成23年度から、粗大ごみの一部を資源化しています。

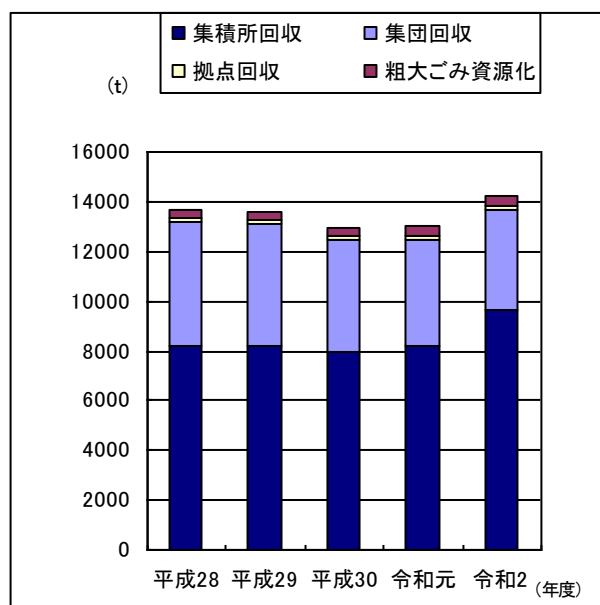
※持込ごみ量は、文京区の事業者から排出された一般廃棄物を、事業者自らもしくは処理業者が清掃一組処理施設へ持ち込んだ推計量です。

※「指数」は、ごみ量が最大だった平成元年度のごみ量(88,464 t)を100としたものです。

ごみ収集量の推移



資源回収量の推移



●回収方法別

単位 (kg/年)

年度		平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
拠点回収	紙パック	10,390	10,280	10,140	10,540	11,090
	ペットボトルキャップ	660	720	270	520	370
	乾電池	12,090	11,700	11,670	10,490	10,140
	発泡スチロール食品トレイ	3,060	3,308	3,689	4,494	5,789
	プラスチック製ボトル容器	1,689	1,902	1,700	1,975	2,737
	衣類	123,495	122,680	129,470	143,370	131,230
	インクカートリッジ	770	870	793	819	891
	蛍光管	3,344	3,661	3,645	3,535	3,307
	水銀使用計器類	-	-	-	0	8
合計	155,498	155,121	161,377	175,743	165,562	
集積所回収	新聞	859,595	750,660	621,930	595,810	731,190
	雑誌	1,599,970	1,538,940	1,559,400	1,629,145	1,788,325
	段ボール	2,003,390	2,158,490	1,962,030	2,042,320	2,726,330
	アルミ缶	172,101	179,478	182,794	199,925	234,828
	スチール缶	273,365	285,065	290,361	317,566	372,955
	スプレー缶	4,851	5,062	5,143	5,631	6,598
	生きびん	106,814	95,955	84,799	48,354	42,932
	カレット	2,376,067	2,379,117	2,353,253	2,415,909	2,739,945
	ペットボトル	794,720	820,040	873,030	865,260	930,190
	蛍光管	-	-	-	23,073	25,697
	乾電池	-	-	-	18,188	24,177
	水銀使用計器類	-	-	-	25	13
	合計	8,190,873	8,194,807	7,932,740	8,161,206	9,623,180
集団回収	新聞	2,416,233	2,259,967	1,988,958	1,815,656	1,503,891
	雑誌	1,349,303	1,347,259	1,270,746	1,250,550	1,178,421
	段ボール	1,042,380	1,097,522	1,070,021	1,076,100	1,228,027
	紙パック	1,378	1,388	1,509	2,548	1,488
	他紙類	830	1,070	870	1,130	240
	アルミ缶	56,785	59,970	54,370	52,389	50,026
	スチール缶	5,982	8,617	8,377	6,642	2,823
	生きびん	1,195	1,112	982	976	901
	ペットボトル	50,495	55,647	51,458	40,054	6,411
	衣類	43,793	46,550	45,778	45,339	34,415
	合計	4,968,374	4,879,102	4,493,069	4,291,384	4,006,643

<拠点回収について>

※発泡スチロール食品トレイは、平成 19 年 10 月から開始し、当初は白色のトレイのみ回収していましたが、平成 23 年 7 月から色つき・柄付きトレイも開始しました。

※ペットボトルキャップ、プラスチック製ボトル容器、インクカートリッジは平成 23 年 7 月から、蛍光管は平成 25 年 7 月から開始しました。

<集積所回収について>

※「生きびん」とは、リターナブルびんのことをいいます。

※「カレット」とは、生きびん以外の、細かく砕いたものです。

※蛍光管、乾電池、水銀使用計器類は、平成31年4月から開始しました。

3 ごみの搬入先と搬入量（令和2年度）

単位（t/年）

種別	搬入先	搬入量
可燃ごみ	中央清掃工場	13,990
	北清掃工場	13,566
	港清掃工場	8,134
	足立清掃工場	3,102
	新江東清掃工場	2,222
	板橋清掃工場	254
不燃ごみ	三崎町中継所	1,507
	中防不燃ごみ処理センター	1
粗大ごみ	粗大ごみ破碎処理施設	1,211
	中防不燃ごみ処理センター	127

※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

※中防不燃ごみ処理センターへは、台風等の影響により三崎町中継所へ搬入できない場合に搬入しています。



4 ごみ収集量・資源回収量（令和2年度）

（1）ごみ収集量

単位（t/年）

種類		令和元年度	令和2年度	対前年度量	増減率
区収集 ごみ	可燃ごみ	40,238	41,269	1,031	2.6%
	不燃ごみ	1,423	1,508	85	6.0%
	粗大ごみ	1,269	1,337	68	5.4%
	粗大ごみ資源化分	(377)	(434)	(57)	(15.1%)
	計	42,930	44,114	1,184	2.8%
持込ごみ		23,052	15,864	▲7,188	▲31.2%
合計		65,982	59,978	▲6,004	▲9.1%

※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

※粗大ごみ資源化分は、清掃一組施設に搬入されないため、合計に含めていません。

（2）資源回収量

単位（kg/年）

	令和元年度	令和2年度	対前年度量	増減率
合計	13,004,923	14,229,585	1,224,662	9.4%

① 品目別実績

単位（kg/年）

品目		令和元年度	令和2年度	対前年度量	増減率
古紙	新聞	2,411,466	2,235,081	▲176,385	▲7.3%
	雑誌	2,879,695	2,966,746	87,051	3.0%
	段ボール	3,118,420	3,954,357	835,937	26.8%
	紙パック	13,088	12,578	▲510	▲3.9%
	他紙類	1,130	240	▲890	▲78.8%
計		8,423,799	9,169,002	745,203	8.8%
缶	アルミ	252,314	284,854	32,540	12.9%
	スチール	324,208	375,778	51,570	15.9%
	スプレー缶	5,631	6,598	967	17.2%
計		582,153	667,230	85,077	14.6%
びん	生きびん	49,330	43,833	▲5,497	▲11.1%
	カレット	2,415,909	2,739,945	324,036	13.4%
計		2,465,239	2,783,778	318,539	12.9%
ペットボトル		905,314	936,601	31,287	3.5%
ペットボトルキャップ		520	370	▲150	▲28.8%
発泡スチロール食品トレイ		4,494	5,789	1,295	28.8%
プラスチック製ボトル容器		1,975	2,737	762	38.6%
乾電池		28,678	34,317	5,639	19.7%
衣類		188,709	165,645	▲23,064	▲12.2%
インクカートリッジ		819	891	72	8.8%
蛍光管		26,608	29,004	2,396	9.0%
水銀使用計器類		25	21	▲4	▲16.0%
粗大ごみ資源化分		376,590	434,200	57,610	15.3%
合計		13,004,923	14,229,585	1,224,662	9.4%

②回収方法別実績

単位 (kg/年)

回収方法		令和元年度	令和2年度	対前年度量	増減率
拠点回収	紙パック	10,540	11,090	550	5.2%
	ペットボトルキャップ	520	370	▲150	▲28.8%
	乾電池	10,490	10,140	▲350	▲3.3%
	発泡スチロール食品トレイ	4,494	5,789	1,295	28.8%
	プラスチック製ボトル容器	1,975	2,737	762	38.6%
	衣類	143,370	131,230	▲12,140	▲8.5%
	インクカートリッジ	819	891	72	8.8%
	蛍光管	3,535	3,307	▲228	▲6.4%
	水銀使用計器類	0	8	8	-
計	175,743	165,562	▲10,181	▲5.8%	
集積所回収	新聞	595,810	731,190	135,380	22.7%
	雑誌	1,629,145	1,788,325	159,180	9.8%
	段ボール	2,042,320	2,726,330	684,010	33.5%
	アルミ	199,925	234,828	34,903	17.5%
	スチール	317,566	372,955	55,389	17.4%
	スプレー缶	5,631	6,598	967	17.2%
	生きびん	48,354	42,932	▲5,422	▲11.2%
	カレット	2,415,909	2,739,945	324,036	13.4%
	ペットボトル	865,260	930,190	64,930	7.5%
	蛍光管	23,073	25,697	2,624	11.4%
	乾電池	18,188	24,177	5,989	32.9%
	水銀使用計器類	25	13	▲12	▲48.0%
	計	8,161,206	9,623,180	1,461,974	17.9%
集団回収	新聞	1,815,656	1,503,891	▲311,765	▲17.2%
	雑誌	1,250,550	1,178,421	▲72,129	▲5.8%
	段ボール	1,076,100	1,228,027	151,927	14.1%
	紙パック	2,548	1,488	▲1,060	▲41.6%
	他紙類	1,130	240	▲890	▲78.8%
	アルミ	52,389	50,026	▲2,363	▲4.5%
	スチール	6,642	2,823	▲3,819	▲57.5%
	生きびん	976	901	▲75	▲7.7%
	ペットボトル	40,054	6,411	▲33,643	▲84.0%
	衣類	45,339	34,415	▲10,924	▲24.1%
	計	4,291,384	4,006,643	▲284,741	▲6.6%
粗大ごみ資源化分		376,590	434,200	57,610	15.3%
合計		13,004,923	14,229,585	1,224,662	9.4%

※蛍光管、乾電池、水銀使用計器類は、平成31年4月から集積所回収を開始しました。

単位 (t/年)

(3) その他事業系リサイクル

		令和元年度	令和2年度	対前年度量	増減率
Rサークルオフィス文京 による古紙回収		37	30	▲7	▲18.9%
産業別リサイクル による古紙回収		196	166	▲30	▲15.3%
事業用 再大規模 建築物の	再利用計画書提出数	303件	306件	3	1.0%
	発生量	32,727	24,087	▲8,640	▲26.4%
	再利用率	18,587	14,900	▲3,687	▲19.8%
	廃棄量	14,140	9,187	▲4,953	▲35.0%
	再利用率	56.8%	61.9%	5.1pt	9.0%

※Rサークルオフィス文京についての詳細は、P16に掲載しています。

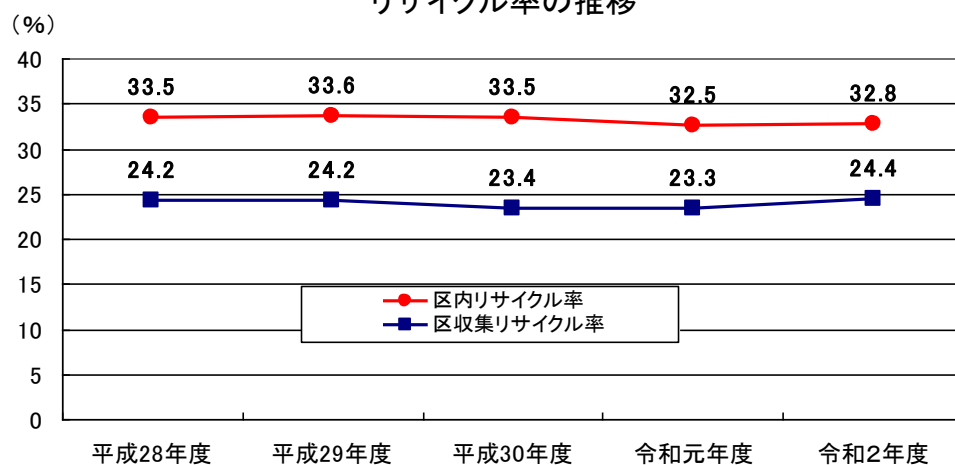
※産業別リサイクルについての詳細は、P16に掲載しています。

(4) リサイクル率

単位 (%)

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
区内リサイクル率	33.5	33.6	33.5	32.5	32.8
区収集リサイクル率	24.2	24.2	23.4	23.3	24.4

リサイクル率の推移



資源回収量 + Rサークル量 + 産業別リサイクル量 + 大規模建築物再利用量

$$\text{区内リサイクル率} = \frac{\text{資源回収量} + \text{Rサークル量} + \text{産業別リサイクル量} + \text{大規模建築物再利用量}}{\text{区収集ごみ量} + \text{持込ごみ量} + \text{資源回収量} + \text{Rサークル量} + \text{産業別リサイクル量} + \text{大規模建築物再利用量}} \times 100$$

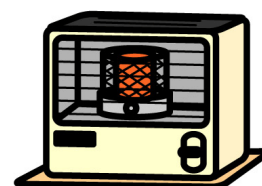
$$\text{区収集リサイクル率} = \frac{\text{資源回収量}}{\text{区収集ごみ量} + \text{資源回収量}} \times 100$$

(5) 粗大ごみの収集状況

①令和2年度 粗大ごみ収集件数 221,465 件

②主な粗大ごみの品目

	品目	個数	割合		品目	個数	割合
1	箱物家具 	22,996	10.4%	6	テーブル 	6,168	2.8%
2	布団 	21,509	9.7%	7	スーツケース 	5,171	2.3%
3	いす (ソファを除く) 	15,153	6.8%	8	自転車 	5,140	2.3%
4	衣装箱 	8,619	3.9%	9	プリンター 	4,743	2.1%
5	電気掃除機 	6,661	3.0%	10	敷物 	4,116	1.9%



5 区民一人一日あたりのごみ量・資源量

算定方法：区収集ごみ量または資源量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

単位（g/人日）

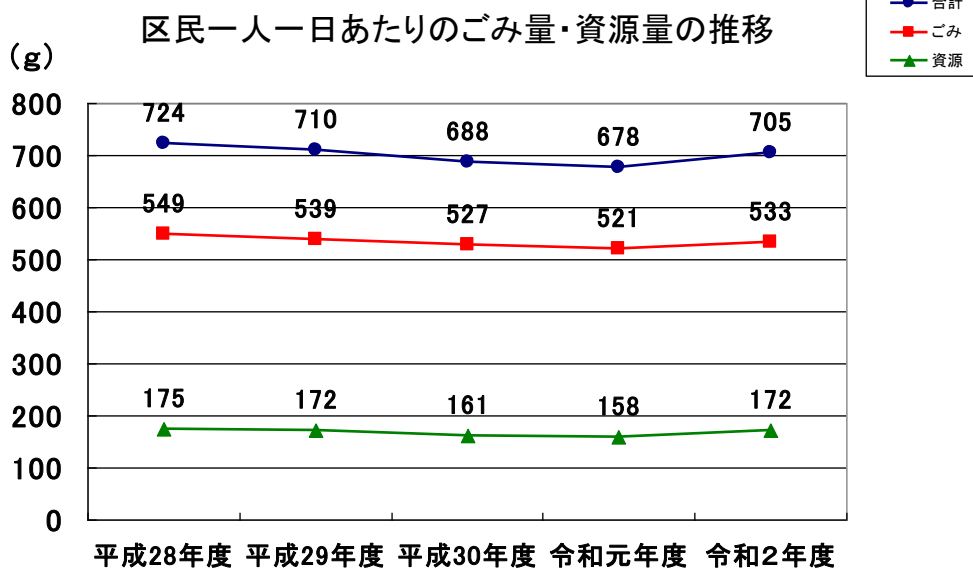
	令和元年度	令和2年度	増減	増減率
人口	225,304人	226,777人	1,473人	0.7%
ごみ（区収集）計	520.608	532.948	12.340	2.4%
可燃ごみ	487.962	498.577	10.614	2.2%
不燃ごみ	17.257	18.218	0.962	5.6%
粗大ごみ	15.389	16.152	0.763	5.0%
資源計	157.709	171.910	14.200	9.0%
古紙	102.155	110.772	8.617	8.4%
缶	7.060	8.061	1.001	14.2%
びん	29.896	33.631	3.736	12.5%
ペットボトル	10.979	11.315	0.337	3.1%
ペットボトルキャップ	0.006	0.004	▲0.002	▲29.1%
発泡スチロール食品トレイ	0.054	0.070	0.015	28.3%
プラスチック製ボトル容器	0.024	0.033	0.009	38.1%
乾電池	0.348	0.415	0.067	19.2%
衣類	2.288	2.001	▲0.287	▲12.6%
インクカートリッジ	0.010	0.011	0.001	8.4%
蛍光管	0.323	0.350	0.028	8.6%
水銀使用計器類	0.00030	0.00025	▲0.00005	▲16.3%
粗大ごみ資源化分	4.567	5.246	0.679	14.9%
区収集合計	678.318	704.857	26.540	3.9%

※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

※人口は、令和2年10月1日現在です。

※ごみ量には区収集の事業系ごみを含みます。

※蛍光管、乾電池、水銀使用計器類は、平成31年4月から集積所回収を開始しました。



6 事業用建築物の所有者への指導

(1) 事業用大規模建築物

①再利用率計画書提出数 306 件
(再利用率計画書提出対象数 307 件)

②事業用大規模建築物の実績

単位(t)

ごみの種類	発生量	再利用率	処分量	再利用率
可燃物 合計	17,705.98	10,048.26	7,657.72	56.8 %
紙類計	13,528.21	9,010.57	4,517.64	66.6 %
コピー・OA用紙	585.26	566.97	18.29	96.9 %
機密文書	1,389.88	1,379.23	10.65	99.2 %
雑誌・パンフレット・色つき紙	1,692.91	1,682.22	10.69	99.4 %
新聞紙・折込ちらし	295.06	290.70	4.36	98.5 %
段ボール	2,307.91	2,303.52	4.39	99.8 %
ミックスペーパー	1,981.13	1,926.49	54.64	97.2 %
その他紙類	5,276.06	861.44	4,414.62	16.3 %
厨芥(茶殻、残飯等のごみ)	2,833.11	806.63	2,026.48	28.5 %
木・草・繊維等	1,344.66	231.06	1,113.60	17.2 %
不燃物・焼却不適合 合計	6,214.11	4,720.32	1,493.79	76.0 %
飲料用びん	241.16	240.05	1.11	99.5 %
飲料用缶	450.84	448.66	2.18	99.5 %
ペットボトル	847.89	842.30	5.59	99.3 %
食用油	74.10	72.40	1.70	97.7 %
その他	4,600.12	3,116.91	1,483.21	67.8 %
特定の事業活動に伴う可燃物	167.20	131.40	35.80	78.6 %
総合計	24,087.29	14,899.98	9,187.31	61.9 %

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

※事業用大規模建築物のうち、事業用床面積 3,000 m²以上の建築物は年 1 回再利用率計画書の提出を義務付けられています。



(2) 事業用中規模建築物

①再利用率計画書提出数 288 件
 (再利用率計画書提出対象数 316 件)

②事業用中規模建築物の実績

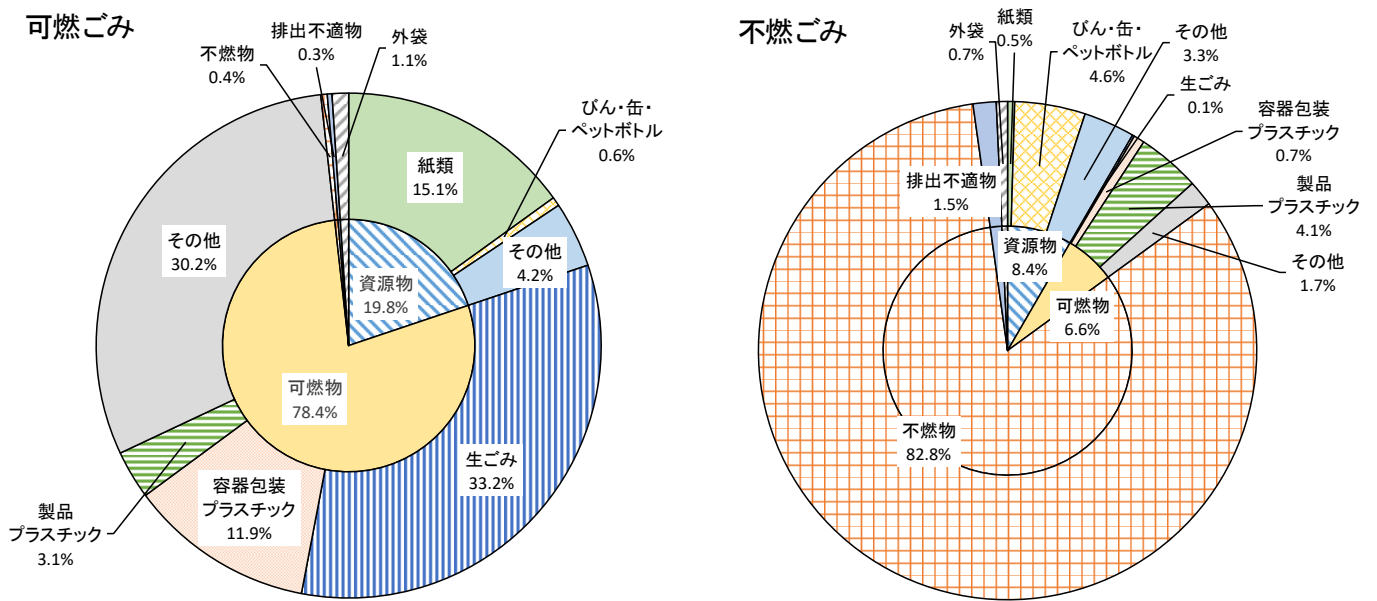
単位(t)

ごみの種類	発生量	再利用率	処分量	再利用率
可燃物 合計	3,870.24	1,932.14	1,938.10	49.9 %
紙類計	3,162.42	1,865.44	1,296.98	59.0 %
コピー・OA用紙	122.47	104.30	18.17	85.2 %
機密文書	72.29	62.70	9.59	86.7 %
雑誌・パンフレット・色つき紙	279.49	271.97	7.52	97.3 %
新聞紙・折込ちらし	61.02	55.20	5.82	90.5 %
段ボール	1,012.29	1,004.40	7.89	99.2 %
ミックスペーパー	333.04	272.67	60.37	81.9 %
その他紙類	1,281.82	94.20	1,187.62	7.3 %
厨芥(茶殻、残飯等のごみ)	606.83	50.68	556.15	8.4 %
木・草・繊維等	100.99	16.02	84.97	15.9 %
不燃物・焼却不適合 合計	1,636.95	1,378.86	258.09	84.2 %
飲料用びん	68.74	68.16	0.58	99.2 %
飲料用缶	206.80	205.53	1.27	99.4 %
ペットボトル	357.40	353.66	3.74	99.0 %
食用油	21.73	20.92	0.81	96.3 %
その他	982.28	730.59	251.69	74.4 %
特定の事業活動に伴う可燃物	96.43	41.27	55.16	42.8 %
総合計	5,603.62	3,352.27	2,251.35	59.8 %

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。



7 ごみの組成



(出典) 令和元年度家庭ごみ組成分析調査

8 コンポスト化容器あっせん実績

単位 (件/年)

年度	あっせん数
平成 28	13
29	4
30	3
令和元	3
2	6

令和2年度 あっせん価格

ベランダ型 (2個1組)	5,182 円 (税抜き)
地上型 (70ℓ)	6,900 円 (税抜き)
地上型 (130ℓ)	6,900 円 (税抜き)



コンポスト化容器ベランダ型



コンポスト化容器地上型

9 ごみと資源の収集日

(令和2年度)

地域		可燃	不燃	資源	粗大※
後楽	1丁目	火・金	第1・第3木	水	水・土
	2丁目	火・金	第1・第3木	土	水・土
春日	1丁目	火・金	第1・第3木	水	水・土
	2丁目	月・木	第1・第3土	金	水・土
小石川	1丁目 1～16番	月・木	第1・第3土	火	火・金
	1丁目 17～28番	水・土	第2・第4金	木	火・金
	2・3丁目	月・木	第1・第3土	金	火・金
	4丁目 1～14番	月・木	第1・第3土	金	火・金
	4丁目 15～22番	月・木	第2・第4土	金	火・金
	5丁目	月・木	第2・第4土	金	水・土
白山	1丁目	月・木	第1・第3水	火	月・木
	2・5丁目	水・土	第2・第4金	木	火・金
	3・4丁目	水・土	第1・第3金	木	火・金
千石	1～4丁目	水・土	第1・第3金	木	火・金
水道	1・2丁目	火・金	第1・第3木	土	水・土
小日向	1～4丁目	火・金	第1・第3月	土	水・土
大塚	1・2丁目	火・金	第1・第3月	土	水・土
	3～6丁目	月・木	第2・第4土	金	水・土
関口	1～3丁目	火・金	第2・第4月	土	水・土
目白台	1～3丁目	火・金	第2・第4月	土	水・土
音羽	1・2丁目	火・金	第1・第3月	土	水・土
本郷	1・2丁目	火・金	第1・第3木	水	月・木
	3～7丁目	火・金	第2・第4木	水	月・木
湯島	1丁目	火・金	第1・第3木	水	月・木
	2～4丁目	火・金	第2・第4木	水	月・木
西片	1・2丁目	月・木	第1・第3土	火	月・木
向丘	1・2丁目	月・木	第1・第3水	火	月・木
弥生	1・2丁目	月・木	第1・第3水	火	月・木
根津	1・2丁目	月・木	第2・第4水	火	月・木
千駄木	1・2丁目	月・木	第2・第4水	火	月・木
	3～5丁目	水・土	第1・第3火	月	月・木
本駒込	1・2丁目	水・土	第2・第4金	月	火・金
	3～6丁目	水・土	第2・第4火	月	火・金

※粗大ごみは、有料・申込制で戸別に収集を行っています（P10参照）。

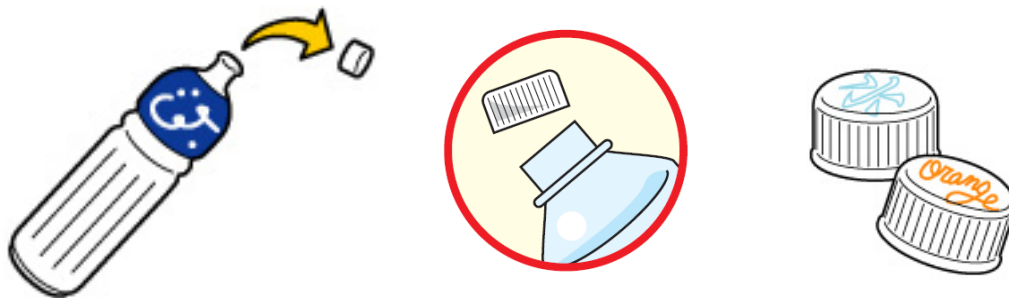
10 回収拠点

(1) ペットボトルキャップの店頭回収拠点（8拠点）

（令和3年3月末現在）

店舗名	所在地
清水商店	小石川三丁目3番3号
神谷青果店	小石川三丁目 35 番8号
ヤマザキ Y ショップ小日向三河屋店	小日向一丁目 18 番 21 号
高沢屋酒店	大塚三丁目 11 番4号
大塚酒店	湯島二丁目 24 番 10 号
高崎屋商店	向丘一丁目1番 17 号
タウンショップよしのや	根津二丁目 33 番 12 号
大銀ストアー	千駄木一丁目 20 番 7 号

※区の事業として回収しているもののみを記載しています。この他にも、スーパーマーケット等で自主回収している場合があります。



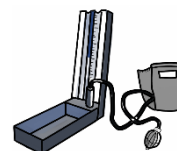
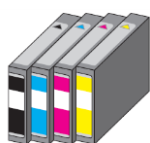
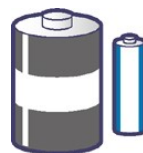
(2) 紙パック、衣類、蛍光管、乾電池、発泡スチロール食品トレイ、インクカートリッジ、プラスチック製ボトル、携帯電話・スマートフォン、水銀使用計器類の回収拠点 (35 拠点)

(令和3年3月末現在)

施設名	所在地	紙パック	衣類	蛍光管	乾電池・ 発泡スチロール 食品トレイ・ インクカートリッジ・ プラスチック製ボトル	携帯 電話・ スマー トフォン	水銀 使用 計器 類
小石川運動場	後楽一丁目8番23号	●					
文京シビックセンター	春日一丁目16番21号	●	●	●	●	●	●
		1階礫川公園側入口 7:30~22:00 (年末年始 12/29~1/3 と5月第3日曜日を除く)				17階 リサイクル清掃課 窓口 8:30~17:00	
礫川地域活動センター	小石川二丁目18番18号	●	●	●	●		
小石川図書館	小石川五丁目9番20号	●					
播磨坂清掃事業所	小石川五丁目40番21号	●	●	●	●		
白山東児童館	白山一丁目29番10号	●					
白山交流館	白山四丁目27番11号	●					
東都無線株式会社	千石一丁目16番14号			●			
千石図書館	千石一丁目25番3号	●					
大原地域活動センター	千石一丁目4番3号	●	●	●	●		
水道児童館	水道一丁目3番26号	●					
水道端図書館	水道二丁目16番14号	●	●				
文京総合福祉センター	小日向二丁目16番15号	●	●		●		
大塚地域活動センター	大塚一丁目5番17号	●	●	●	●		
スポーツセンター	大塚三丁目29番2号	●					
大塚公園 みどりの図書室	大塚四丁目49番2号 大塚公園内	●					
フジ特販	大塚五丁目7番11号			●			
コモディイイダ 江戸川橋店	関口一丁目47番12号			●			
目白台図書館	関口三丁目17番9号	●					
音羽地域活動センター	音羽一丁目22番14号	●	●	●	●		
目白台交流館	目白台三丁目18番7号 目白台総合センター内	●					
湯島総合センター	本郷三丁目10番18号	●					

施設名	所在地	紙パック	衣類	蛍光管	乾電池・ 発泡スチロール 食品トレイ・ インクカートリッジ・ プラスチック製ボトル	携帯電話・ スマートフォン	水銀 使用 計器 類
男女平等センター	本郷四丁目8番3号	●					
区民センター	本郷四丁目15番14号	●					
湯島地域活動センター	本郷七丁目1番2号 文京総合体育館内	●	●	●	●		
教育センター	湯島四丁目7番10号	●					
向丘地域活動センター	向丘一丁目20番8号	●	●	●	●		
根津交流館	根津一丁目14番3号 根津総合センター内	●					
根津地域活動センター	根津二丁目20番7号 不忍通りふれあい館内	●	●	●	●		
汐見地域活動センター	千駄木三丁目2番6号 汐見地域センター内	●	●	●	●		
千駄木交流館	千駄木三丁目42番20号	●					
保健サービスセンター 本郷支所	千駄木五丁目20番18号	●					
東京ガスライフパル 文京白山店	本駒込一丁目13番1号	●					
駒込地域活動センター	本駒込三丁目22番4号 本駒込地域センター内	●	●	●	●		
勤労福祉会館	本駒込四丁目35番15号	●	●		○(乾電池のみ)		
合計		32	14	14	13	1	1

※区の事業として回収しているもののみを記載しています。この他にも、スーパーマーケット等で自主回収している場合があります。



11 リサイクル推進協力店 (令和3年3月末現在、登録店舗数 39 店舗)

[凡例]

資源の店頭回収

紙パック	紙パック・牛乳パック
トレイ	食品トレイ
缶	アルミ缶・スチール缶
びん	びん
ペット	ペットボトル
キャップ	ペットボトルキャップ
蛍光管	蛍光管
筒形	筒形乾電池
小型	小型充電式電池
ボタン	ボタン電池

ごみ減量の取組

簡易	マイバック持参、簡易包装の推進
詰替	詰め替え用品・再生品環境配慮商品の販売
修理	修理・修繕・下取りの推進
フード	フードバンクへの食品の提供
食リ	食品の肥飼料など、食品リサイクルへの提供
その他	その他ごみ減量・食品ロス削減への取組



協力店マーク

資源の回収などごみ減量に取り組む店舗 (30 店舗)

分類	店舗名	所在地	電話	資源の店頭回収	ごみ減量
スーパー	ダイエー小石川店	小石川三丁目 27 番 16 号	3812-5349	紙パック/トレイ/ ペット	簡易/詰替/その他 (期限前に値引販売)
	三徳 茗荷谷店	小石川四丁目 20 番 5 号	3816-3109	紙パック/トレイ	簡易/詰替/修理 (包丁とき)
	コープみらい コープ白山店	白山五丁目 33 番 12 号	3816-2329	紙パック/トレイ/缶 (アルミ缶のみ) / ペット/キャップ	簡易/詰替/フード/ 食リ/その他(期限前 に値引販売)
	コープみらい ミニコープ氷川下店	千石二丁目 1 番 2 号	3943-9352	紙パック/トレイ/缶 (アルミ缶のみ) /ペッ ト/キャップ	簡易
	マルエツプチ 千石店	千石三丁目 41 番 18 号	5319-3406	紙パック/トレイ/ ペット	簡易/その他(食品の 廃棄商品の削減)
	コモディイイダ 江戸川橋店	関口一丁目 47 番 12 号	3267-2691	紙パック/トレイ/ペッ ト/キャップ/蛍光管	簡易
	コープみらい ミニコープ目白台店	目白台三丁目 15 番 6 号	3945-1376	紙パック/トレイ/缶/ ペット/キャップ	簡易/詰替
	赤札堂 根津店	根津二丁目 12 番 6 号	3822-3101	紙パック/トレイ	簡易/詰替
	サミットストア 千駄木店	千駄木三丁目 22 番 11 号	3824-0694	紙パック/トレイ/ ペット/キャップ	簡易/詰替

分類	店舗名	所在地	電話	資源の 店頭回収	ごみ減量
食肉	井上肉店	小石川一丁目 25 番 10 号	3813-0868		簡易
	稲毛屋総本店	本郷二丁目 37 番 6 号	3811-3211		簡易
鮮魚	魚よし商店	本郷四丁目 36 番 5 号	3811-2256		簡易
青果	内田商事 八百辰商店	根津一丁目 16 番 10 号	3821-4212		簡易
茶	鷹の爪本舗 今井園	根津二丁目 20 番 1 号	3821-4328		簡易/詰替/修理(急須)/ その他(容器持参で海苔を 希望のサイズにカット可)
米穀	林屋米店	根津一丁目 23 番 12 号	3821-4502		簡易
和菓子	哉久月	本郷四丁目 6 番 13 号	3811-0467	キャップ	簡易
煎餅	八重垣煎餅	根津一丁目 23 番 9-102 号	3828-7228		簡易
酒	清水商店	小石川三丁目 3 番 3 号	3811-2841	缶/キャップ	簡易
	ヤマザキYショップ 小日向三河屋商店	小日向一丁目 18 番 21 号	3941-0569	缶/びん/ キャップ	簡易/詰替
	三金商店	大塚五丁目 41 番 8 号	3941-0475		簡易/詰替
	三和商店	湯島二丁目 13 番 13 号	3816-0888	缶/びん	
	高崎屋商店	向丘一丁目 1 番 17 号	3811-0833	缶/びん/ キャップ	簡易/詰替/その他(期限前 に値引き販売※アルコー ル商品を除く)
	サワノ本店	根津一丁目 23 番 9 号	3821-3862	びん	
	リカーズのだや	千駄木三丁目 45 番 8 号	3821-2664	びん	簡易
薬局	芙蓉堂薬局	本郷四丁目 2 番 1 号	3816-2410	キャップ	簡易/詰替
たばこ	大関屋 野田商店	湯島一丁目 9 番 15 号	3811-1956	缶/キャップ	簡易
生花	フラワーサービス	後楽二丁目 5 番 1 号	3816-0878	キャップ	
インテリア	インテリアハウス ナカムラ	根津一丁目 16 番 8 号	3823-0181		簡易
文具	有限会社松屋	小石川一丁目 26 番 17 号	3815-3435	筒形/ボタン	簡易
書籍	芳文堂書店	春日二丁目 13 番 1 号	3816-5131		簡易/詰替

修理などごみ減量に取り組む店舗（9店舗）

分類	店舗名	所在地	電話	資源の 店頭回収	ごみ減量
寝具	寝具専門店 ふじはし	本駒込一丁目1番16号	0120-71-2484		簡易/詰替/修理(布団)/ その他(無料で枕の高さ調節)
時計	木村時計店	関口一丁目7番5号 ガン文京関口102	3268-6413	筒形/ボタン	修理(時計・眼鏡・宝飾)
楽器	三浦ピアノ	本郷六丁目26番1号	3811-5906		修理(ピアノ) / その他(消音ユ ニット等の防音対策による「使 えなかったピアノ」の有効化)
	株式会社 西部ピアノ	春日二丁目10番18号 ラダム小石川地下1階	0120-752-777 3830-0250		修理(ピアノ) / その他(中古ピ アノを再生・販売)
靴・ かばん 修理	靴専科 白山店	白山一丁目33番8号	5802-6710		修理(靴・かばん) / その他(靴・ かばんのクリーニングの実施)
	修理工房うさぎや	西片一丁目19番5号	3816-5993		修理(靴・かばん・傘・包丁と ぎ)
	ハッピーレザー	本駒込六丁目15番16-101 号	5977-8202		簡易/修理(靴・バッグ)
リサイクル	リサイクルショップ 富士中	本郷五丁目4番7号	3815-1451	キャップ	簡易/詰替/修理(家具・家電) / その他(修理して販売)
	リサイクルショップ Lics (リックス)	本駒込三丁目17番6号 FUJIビル1~2階	5834-8136		簡易/修理(家具・家電・楽器等) /その他(修理したものを販売・ 買い取り)

12 ぶんきょう食べきり協力店 (令和3年3月末現在 登録店舗数 60 店舗)

[凡例]

小盛り	小盛りメニューなど利用者の要望に沿った量での提供
確認	苦手な食べ物、アレルギー等の事前確認
掲示	食べきりの呼びかけ、ポスター等の掲示
量り・ばら	量り売り・ばら売りの実施
一人前	一人前の惣菜などの販売
値引き	賞味期限間近による値引き販売
持ち帰り	食べ残した料理等の持ち帰り
その他	その他食べきり推進活動のための取組



協力店ステッカー

分類	店舗名	所在地	電話	取組
和食	喜三郎農場	千石一丁目 23 番 11 号	3943-3746	小盛り/持ち帰り
日本料理	板倉茶屋 要	湯島三丁目 44 番 9 号	3831-6265	小盛り/確認/持ち帰り/その他(食べ残した料理の持ち帰りに木の折詰を使用)
日本料理・カフェ	割烹かねこ カフェ縁yosuga (休止中)			小盛り/確認
イタリアン	ITALIAN GRILL 芹	関口一丁目 5 番 6 号	3266-7111	小盛り/確認
	オステリア カパンナ	本郷五丁目 9 番 7 号	3815-8856	小盛り
	シシリア食堂	本駒込二丁目 1 番 5 号 A.P.Pビル 1階	6912-1411	小盛り/確認/持ち帰り
	ビアンカ 1992	向丘一丁目 10 番 3 号 肴町旭ビル 202	5844-6778	小盛り/確認
	リストランテ・ラ・バリック・トウキョウ	水道二丁目 12 番 2 号	3943-4928	小盛り/確認
	イタリア料理 タベルナ アイ	関口三丁目 18 番 4 号	6912-0780	小盛り/確認/持ち帰り
	ビストロ グラッソ	湯島三丁目 9 番 11 号 エムビル (旧増田ビル) 1F	3835-1184	小盛り/確認/持ち帰り/その他
	イタリアンレストラン アンガット	湯島三丁目 3 番 4 号 高柳ビル 1 階	3834-1140	小盛り/確認/持ち帰り
イタリアン・食材販売	SPERANZA	音羽二丁目 4 番 2 号 ノーブル音羽 1 階	5981-9083	小盛り/確認/持ち帰り
韓国料理	韓国料理の味 いなか家	本郷五丁目 30 番 2 号	5689-6307	小盛り
中華	新三陽	白山一丁目 32 番 8 号	3811-2928	小盛り/確認/掲示/持ち帰り

分類	店舗名	所在地	電話	取組
中華	中国料理 留園	白山五丁目 22 番 11 号	5395-6693	小盛り/確認/持ち帰り
	中華 兆徳	向丘一丁目 10 番 5 号	5684-5650	小盛り/持ち帰り
居酒屋	呑み食い処 しなの	西片一丁目 15 番 6 号	6801-6831	小盛り/持ち帰り
	豚肉創作料理 美蔵	小石川一丁目 9 番 5 号	3815-3694	小盛り/掲示/持ち帰り
	まぐろ専門店 MEGRO	本郷二丁目 40 番 13 号 ベルショップ本郷 103	5844-6369	小盛り/確認/掲示/持ち帰り
カフェ	アルファカフェ	根津二丁目 16 番 8 号 1 階	5832-9666	小盛り/確認/一人前/値引き/持ち帰り
	おにぎり cafe 利さく	千駄木二丁目 31 番 6 号	5834-7292	確認/量り・ばら/一人前/持ち帰り
	おへやカフェ natchan	白山一丁目 19 番 16 号 ポラーレ白山 1 階	3812-0313	小盛り/確認
	パイプラインニューヨーク	白山一丁目 33 番 8 号 朝日白山マンション 221 号	3818-7811	小盛り/掲示/持ち帰り
	薬膳かふえ 然 (休止中)			小盛り/確認/その他(注文前に量を確認)
	—Social Café— Sign with Me	本郷四丁目 15 番 14 号 文京区民センター 1 階	電話なし	小盛り/持ち帰り/その他(テイクアウトは原則紙袋で提供)
	コミュニティカフェ 風のやすみば	千石四丁目 5 番 2 号 水野ビル 1 階	3943-8155	小盛り
売店/ カフェ&バー	カフェ BUNBUN	小日向二丁目 16 番 15 号	5940-2822	掲示/値引き
喫茶店	玉露園 喫茶室	関口一丁目 14 番 1 号	3269-7060	小盛り
コーヒー	木村コーヒー	白山一丁目 33 番 25 号	3813-6841	小盛り/値引き
	コーヒーショップ コナ	大塚四丁目 48 番 5 号 第 27 宮廷マンション 103	3945-1685	小盛り/持ち帰り
食堂	文京区役所職員互助会 職員食堂	春日一丁目 16 番 21 号 文京シビックセンター 13 階	6801-8531	小盛り
大学食堂	拓殖大学文京キャンパス 学生食堂	小日向三丁目 4 番 14 号 拓殖大学 B 館地下 1 階	3941-7015	小盛り/その他(半ライス券を 3 枚 ためると一部メニューと交換可)
	中央大学生協同組合 理工 3 号館食堂	春日一丁目 13 番 27 号	3814-5349	小盛り/確認/一人前
	東洋大学白山キャンパス 学生食堂	白山五丁目 28 番 20 号	3945-7287	小盛り
	文京学院大学 本郷キャンパス	向丘一丁目 19 番 1 号	3818-4593	その他(一人前の総菜の販売)
レストラン	J-bien~ジェビアン~	春日一丁目 16 番 30 号 講道館地下 1 階	3813-1010	小盛り/掲示/持ち帰り
	スクアールビストロ	千石四丁目 45 番 18 号	3945-6821	小盛り
	バンディエラ	関口一丁目 5 番 9 号 ドーム関口 1 階	6228-1091	小盛り/確認/持ち帰り

分類	店舗名	所在地	電話	取組
レストラン	ファミリーレストラン 大黒屋	小石川三丁目1番1号 田中ビル1階	3814-0881	小盛り/掲示/持ち帰り
	有限会社グリル セインツ	湯島一丁目5番45号東京医 科歯科大学1号館9階	3814-6766	小盛り/確認/掲示/持ち帰り
	レストランせんごく 本郷店	本郷四丁目2番1号 芙蓉堂ビル2階	3816-5466	小盛り
	エスニック インドレストラン スーラジ	白山二丁目26番18号 1階	3812-5054	小盛り/掲示/一人前/持ち帰り
	ダイニング 悦	小石川四丁目21番1号 2階	3818-3339	小盛り/持ち帰り
うなぎ	大利根	春日二丁目23番16号	3811-3031	小盛り/確認/持ち帰り
	はし本	水道二丁目5番7号	3811-4850	小盛り/持ち帰り
精肉	鈴木商店	関口一丁目6番5号101	3268-8934	量り・ばら/値引き
	井上肉店	小石川一丁目25番10号	3813-0868	小盛り/量り・ばら
日本 そば	稲荷蕎麦 萬盛	春日二丁目24番15号	3811-2763	小盛り/確認/持ち帰り
	駕籠町藪そば	本駒込二丁目29番20号	3947-2611	小盛り/確認/一人前/持ち帰り
もんじゃ・ お好み焼 き・定食	もんじゃ えん	本郷三丁目42番8号	5802-2278	確認/その他(食材の状況に応じて 日替わり総菜メニューを決定)
焼肉	焼肉 幸楽苑	白山四丁目33番22号	3815-8013	小盛り/確認/持ち帰り
漬物	やなぎに桜	千駄木二丁目33番6号	5834-0602	量り・ばら
弁当	キッチン 麦畑	本郷四丁目7番4号	3816-7564	小盛り/確認/その他(食材を残さ ず使い切るように料理)
	有限会社はとや	白山一丁目18番5号	3811-8180	小盛り
ジュース パン	搾り屋935	本郷三丁目28番4号	3816-1071	その他(ジュースの搾りかすをド レッシングやスープに利用)
	すずの木ベーカリー	本郷二丁目29番10号	3818-1728	その他(切り落としたパンの耳を クルトンにして再生)
米菓	株式会社 喜作	関口一丁目7番2号	3268-1121	一人前/その他(需要に応じた生産 等の対応)
鮮魚 販売	小石川 丸赤	小石川四丁目21番1号	3818-8288	量り・ばら/一人前/値引き
	西片 丸赤	西片一丁目15番5号	3811-8787	量り・ばら/一人前/値引き

※中央大学生生活協同組合理工3号館食堂、東洋大学白山キャンパス学生食堂、文京学院大学本郷キャンパスは、原則学生の利用を対象としているため、一般の方の利用はご遠慮ください。

※拓殖大学文京キャンパス学生食堂は、試験期間等によりご利用いただけない場合があります。

13 清掃事務所等の概要

名 称	文京清掃事務所
所在地	文京区後楽一丁目7番29号
敷地面積	1,046.67 m ²
建 物	1,145.68 m ² (延床面積) SRC造 地上2階 地下1階 昭和56年3月竣工
事業概要	廃棄物の収集その他清掃作業の実施に関すること 廃棄物処理手数料の徴収等に関すること 廃棄物の排出抑制等の指導に関すること

名 称	文京清掃事務所本郷分室
所在地	文京区湯島四丁目1番14号
敷地面積	332.69 m ² (うち274.38 m ² 借地)
建 物	813.05 m ² (延床面積) RC造 地上5階 地下1階 昭和53年3月竣工
事業概要	廃棄物の収集その他清掃作業の実施に関すること 廃棄物の排出抑制等の指導に関すること

名 称	播磨坂清掃事業所
所在地	文京区小石川五丁目40番21号
敷地面積	2,505.00 m ²
建 物	2,716.72 m ² (延床面積) RC造 地上2階 塔屋1階 平成12年3月竣工
事業概要	廃棄物の運搬に関すること 直営清掃車両の管理運営に関すること

14 リサイクルと清掃事業のあゆみ

[凡例] ◇国 ○都 ○特別区 ●区

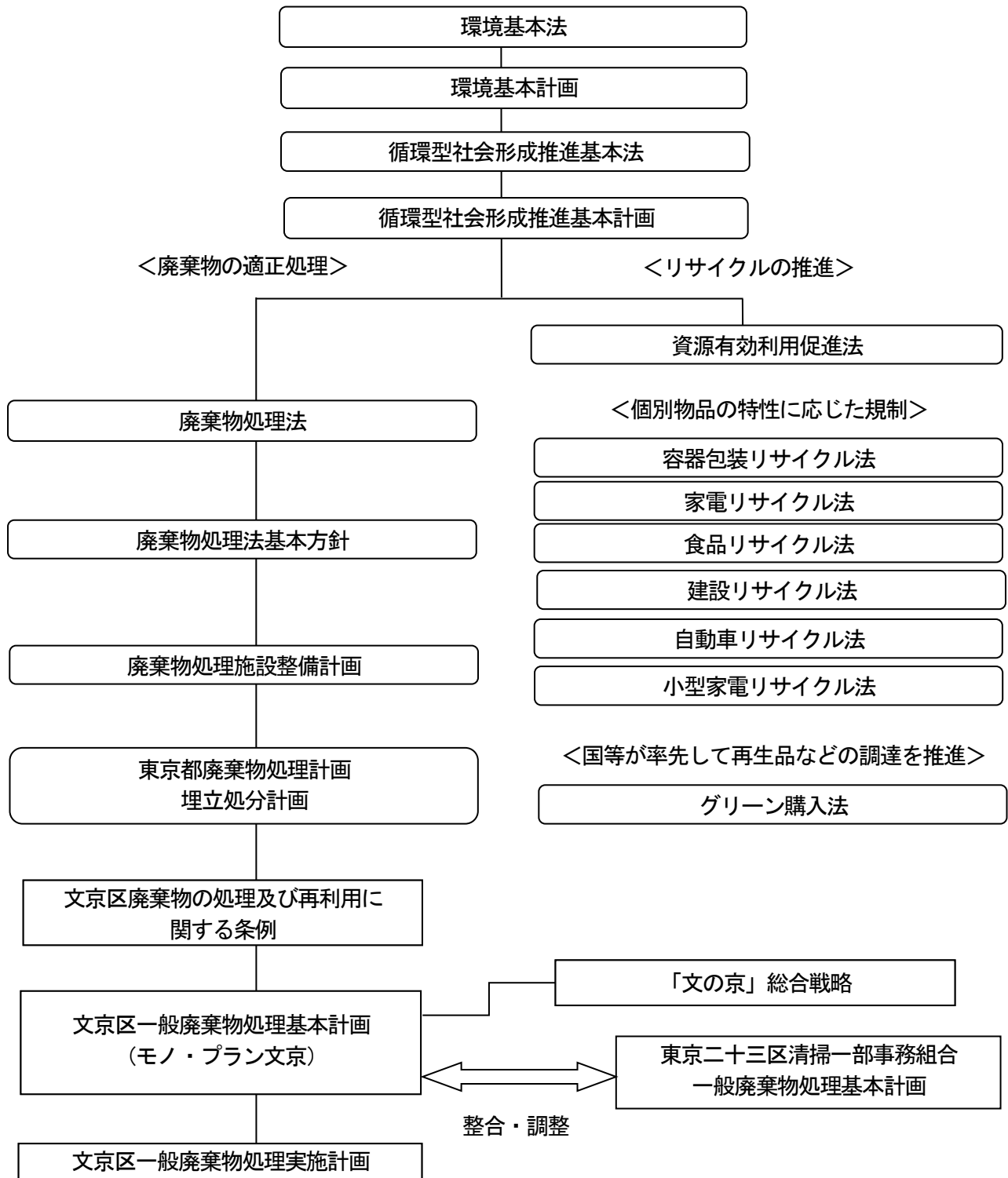
明治 33 年	◎東京市によるごみ収集の開始
昭和 20 年	○清掃事業の区移管
昭和 21 年	◎清掃事業の都移管
昭和 29 年	◎小石川清掃事務所、本郷清掃事務所に名称変更（旧称：東京都清掃本部出張所）
昭和 30 年	◎本郷清掃事業協力会 [※] の設立
昭和 31 年	◎小石川清掃協力会の設立
昭和 39 年	◎ごみ容器による定時収集の開始
昭和 46 年	◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行 ◎ごみ戦争の宣言
昭和 49 年	◎不燃・焼却不適ごみの分別回収開始
昭和 61 年	◎○「都区制度改革の基本的方向」を都区で合意
平成 3 年	◇「再生資源の利用の促進に関する法律」の施行 ●リサイクル推進担当課の設置 ●「文京区リサイクル推進連絡協議会」の設置 ●拠点回収開始（当初は缶と牛乳パックを回収） ◎事業用大規模建築物への立入指導開始 ◎粗大ごみ有料化 ◎「ごみ減量化行動計画」「清掃工場建設計画」の策定
平成 4 年	◎○「リサイクルの都区の役割分担」を都区で合意 ●分別回収開始（当初はびんと缶を回収） ◎○集団回収の区移管 ●広報紙CAN発行開始
平成 5 年	◎袋による排出のルール変更（炭酸カルシウム入りごみ袋） ◎○「リサイクル推進計画」の策定（都区リサイクル推進協議会）
平成 6 年	◎○「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を都区で合意 ●文京区リサイクル推進本部の設置 ●「文京区リサイクル推進計画」の策定 ●リサイクル推進協力店制度の開始
平成 7 年	◎○「第2次リサイクル推進計画」の策定（都区リサイクル推進協議会） ●産業別リサイクル（印刷・製本）の開始 ●ペットボトル店頭回収の開始
平成 8 年	◎可燃ごみの全量焼却体制の確立 ◎事業系ごみ全面有料化 ●中高層建築物への再利用資源保管施設整備の協力要請開始 ●小規模事業所の資源回収支援事業の開始（Rサークルオフィス文京）
平成 9 年	◇「容器包装リサイクル法」の施行 ●「第2次文京区リサイクル推進計画」の策定 ◎○「第3次リサイクル推進計画」の策定（都区リサイクル推進協議会） ●文京区リサイクルセミナーの開始
平成 10 年	◇「地方自治法」の改正（特別区制度の改革） ●文京区役所リサイクルリーダー制度の発足 ●ミニストックヤード整備事業の実施 ●コンポスト化容器導入促進事業の開始 ◎「東京スリムプラン21」「第2次ごみ減量化行動計画」の策定 ●ふれあい指導の開始

平成 11 年	◎資源回収を集積所に拡大（旧東京ルール I） ●文京区リサイクル協会の設立
平成 12 年	◎○清掃事業の区移管（特別区制度の改革） ●リサイクルプラザシビック・リサイクルプラザ本駒込の開設 ●「モノ・プラン 2000 文京」の策定 ●「廃棄物総合政策会議」「モノ対策会議」の設置 ●リサイクル清掃課の設置 ●播磨坂清掃事業所の開設
平成 13 年	◇「循環型社会形成推進基本法」「資源有効利用促進法」「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」「グリーン購入法」の施行 ●高齢者世帯等への訪問収集の開始
平成 14 年	●生ごみ堆肥化モデル事業の開始 ●モノ友通信創刊
平成 15 年	◇「循環型社会形成推進基本計画」の策定 ●文京清掃事務所の設立（小石川・本郷清掃事務所統合） ◇家庭系パソコンリサイクルの開始
平成 16 年	●容器包装プラスチック回収モデル事業 ●文京区リサイクル清掃審議会を設置
平成 17 年	●容器包装プラスチック回収モデル事業 ●「モノ・プラン 2000 文京」の見直しの考え方及び方向性について答申
平成 18 年	●「モノ・プラン文京」改定 ●小石川清掃協会の、本郷清掃事業協力会解散
平成 19 年	●ペットボトル集積所回収事業及び白色の発泡スチロール食品トレイ拠点回収事業の開始
平成 20 年	○ごみの新しい分別モデル事業の開始 ◇第 2 次「循環型社会形成推進基本計画」の策定 ●リサイクルプラザシビック・リサイクルプラザ本駒込の廃止 ○区内全域でのごみの分別区分変更（サーマルリサイクルの開始）
平成 21 年	●「モノ・プラン文京」の改定に関わる考え方及び今後の方向性について諮問
平成 22 年	●衣類拠点回収事業（11 箇所）を開始 ●不燃ごみの収集回数変更（週 1 回→月 2 回） ●スプレー缶・カセットボンベ集積所回収事業の開始
平成 23 年	●「モノ・プラン文京」の改定に関わる考え方及び今後の方向性について答申 ●「モノ・プラン文京」改定 ●有色の発泡スチロール食品トレイ・プラスチック製ボトル・インクカートリッジ・ペットボトルキャップの拠点回収事業を開始 ●粗大ごみ一部資源化の開始 ●衣類拠点回収箇所の増（11 箇所→13 箇所） ●Bunkyo ごみダイエット通信創刊
平成 24 年	●「文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱」の施行
平成 25 年	●事業用中規模建築物への立入指導の開始 ◇「小型家電リサイクル法」の施行 ◇「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」の策定 ●蛍光管の拠点回収事業を開始 ●小型家電イベント回収のモデル事業を開始
平成 26 年	●「モノ・プラン文京」の今後必要となる見直しの考え方及び事業の方向性について諮問 ●フードドライブ事業を開始

平成 27 年	●ペットボトル店頭回収事業（東京ルールⅢ）の終了（平成 27 年 2 月末）
平成 28 年	●「モノ・プラン文京」の今後必要となる見直しの考え方及び事業の方向性について答申
平成 29 年	●「モノ・プラン文京」中間年度見直し版の策定 ◎「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の策定
平成 30 年	●未利用食品の窓口回収（期間限定）を開始 ●区制 70 周年記念事業「ぶんきょう eco カルタ」製作 ●「Bunkyo ごみダイエット通信」の新聞折込を開始 ◇「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の施行
平成 31 年	●未利用食品の窓口回収（通年）を開始 ●「ぶんきょう食べきり協力店」事業を開始 ◇「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定
令和元年	●「モノ・プラン文京」の改定に関わる考え方及び今後の方向性について諮問 ●水銀含有物（蛍光管・乾電池・水銀使用計器類）の集積所における分別収集を開始 ●フードドライブ自宅訪問受取サービスを開始 ●チャットボットによる「ごみ分別案内サービス」を開始
令和 2 年	◇「プラスチック資源循環戦略」の策定 ◇「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行
令和 3 年	◎「ゼロエミッション東京戦略」の策定 ◎「プラスチック削減プログラム」の策定
	●「モノ・プラン文京」の改定に関わる考え方及び今後の方向性について答申
	●「モノ・プラン文京」改定

※清掃協力は、リサイクルを促進するとともにごみの減量を図り、区民の生活環境を清潔にし、公衆衛生の向上を図るため、町会・自治会を中心として設立された任意団体です。昭和 30 年の本郷清掃事業協会の設立以降、昭和 30 年代にはほぼ 23 区全てに設立されました。本郷・小石川両協力は、平成 17 年度に創立 50 周年の節目を迎えたのを契機に平成 18 年度末をもって発展的に解散しました。

15 リサイクルと廃棄物処理の法体系 (令和3年3月末現在)



※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不用物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう」と定義されています。ただし、不用物であっても、一般的に有償で取引されるようなものは廃棄物ではありません。

問い合わせ先一覧

内容		問い合わせ先
リサイクルの啓発について		リサイクル清掃課リサイクル推進係 電話 5803-1135
ごみ・資源について		リサイクル清掃課清掃事業係 電話 5803-1184
		文京清掃事務所 電話 3813-6661
粗大ごみの収集申込み		粗大ごみ受付センター 電話 5296-7000 ホームページ https://sodai.tokyokankyo.or.jp/
家電リサイクル法対象機器の回収申込み		家電リサイクル受付センター 電話 5296-7200 ホームページ https://kaden23rc.tokyokankyo.or.jp
家庭用パソコンの回収申込み	パソコンメーカーによる回収	各パソコンメーカーの窓口
		一般社団法人パソコン3R推進協会 電話 5282-7685 ホームページ https://www.pc3r.jp/
	認定事業者による回収	リネットジャパンリサイクル(株) リネットお客様センター 電話 0570-085-800 ホームページ http://www.renet.jp/
資源のリサイクル (延床面積 3,000 m ² 以下の事業所)		リサークルオフィス文京(文京区リサイクル事業協同組合) 電話 3816-3090

文京区のリサイクルと清掃事業2021（令和2年度事業実績）
令和3年10月発行

編集・発行 文京区資源環境部リサイクル清掃課
〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16番21号
電話 5803-1135

文京区資源環境部文京清掃事務所
〒112-0004 東京都文京区後楽一丁目7番29号
電話 3813-6661

文京区ホームページ
<https://www.city.bunkyo.lg.jp>